

第3期

川崎町子ども・子育て支援事業計画



ReBorn!
KAWASAKIMACHI

子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、
住み続けたいと感じられるまち



はじめに

すべての子どもたちが笑顔でいきいきと暮らし、心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりは、大人の責務であり、みんなの願いです。本町では、川崎町に生まれて、住んでよかったと感じられるような、子育てしやすいまちづくりをめざして、子育て支援サービスの充実や子どもの貧困対策をはじめ、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、多様化する子育て家庭の様々なニーズ、様々な困難を抱える子どもやその家族への支援など、引き続き取り組むべき課題がございます。

このたび、令和2年3月に策定した「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」及び「川崎町子どもの未来応援計画」の計画期間の終了に伴い、子ども・子育て支援に向けた取り組みを切れ目なく総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの未来応援計画」を一体的な計画として「第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、町民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等とさらに連携・協力を進めながら、事業を展開し、本計画の基本理念である「子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、住み続けたいと感じられるまち」の具体化をめざしていきたいと考えております。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご尽力と貴重なご意見をいただきました、「川崎町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げますとともに、今後とも皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいいたします。

令和7年3月

川崎町長 原口 正弘



目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 2 |
| 2 計画策定の趣旨 | 2 |
| 3 計画の位置付け | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 川崎町の子どもと家庭の状況 | 5 |
| 1 統計データからみえる川崎町の状況 | 6 |
| 2 アンケート調査からみえる子ども・家庭の状況 | 17 |
| 3 第2期計画の実施状況と評価 | 34 |
| 4 子どもと家庭を取り巻く課題の整理 | 47 |
| 第3章 計画の基本的な方向 | 49 |
| 1 基本理念 | 50 |
| 2 基本目標 | 51 |
| 3 計画の体系 | 52 |
| 第4章 施策の展開 | 53 |
| 基本目標1 子どもを安心して産み育てることができる支援の推進 | 54 |
| 基本目標2 子どもやその家庭を支える環境づくり | 57 |
| 基本目標3 安全・安心な環境づくり | 59 |
| 基本目標4 子どもの貧困対策の推進（子どもの未来応援計画） | 60 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業 | 67 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 68 |
| 2 児童人口の推計 | 68 |
| 3 教育・保育の見込数と確保の方策 | 69 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 | 74 |
| 第6章 計画の推進 | 83 |
| 1 計画の進捗管理 | 84 |
| 2 計画の推進 | 84 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 参考資料 | 85 |
| 1 川崎町子ども・子育て会議条例 | 86 |
| 2 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要領 | 88 |
| 3 川崎町子ども・子育て会議 委員名簿 | 89 |
| 4 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会 委員名簿 | 90 |
| 5 計画策定経過 | 91 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が課題となっています。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが高まっています。そのような状況に加え、子どもの貧困の深刻化が懸念されるとともに、ヤングケアラーといった社会問題が浮き彫りになるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

国では、このような子どもや子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を三つの柱として推進してきました。

その後、令和元年10月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の全ての子どもおよび0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化に取り組んでいます。

また、令和5年4月には、こども基本法を施行するとともに、本法に掲げられたこども施策を策定し、実施する行政機関としてこども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こどもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げされました。

2 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に第1期となる「川崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という）を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

また、将来にわたって子どもの権利および子どもの健やかな成長が保障されることを目的として、平成29年12月に「川崎町子どもの権利条例」を制定しました。令和2年3月には川崎町に住む全ての子どもの夢と育ちを応援するため、「川崎町子どもの未来応援計画」を策定しました。

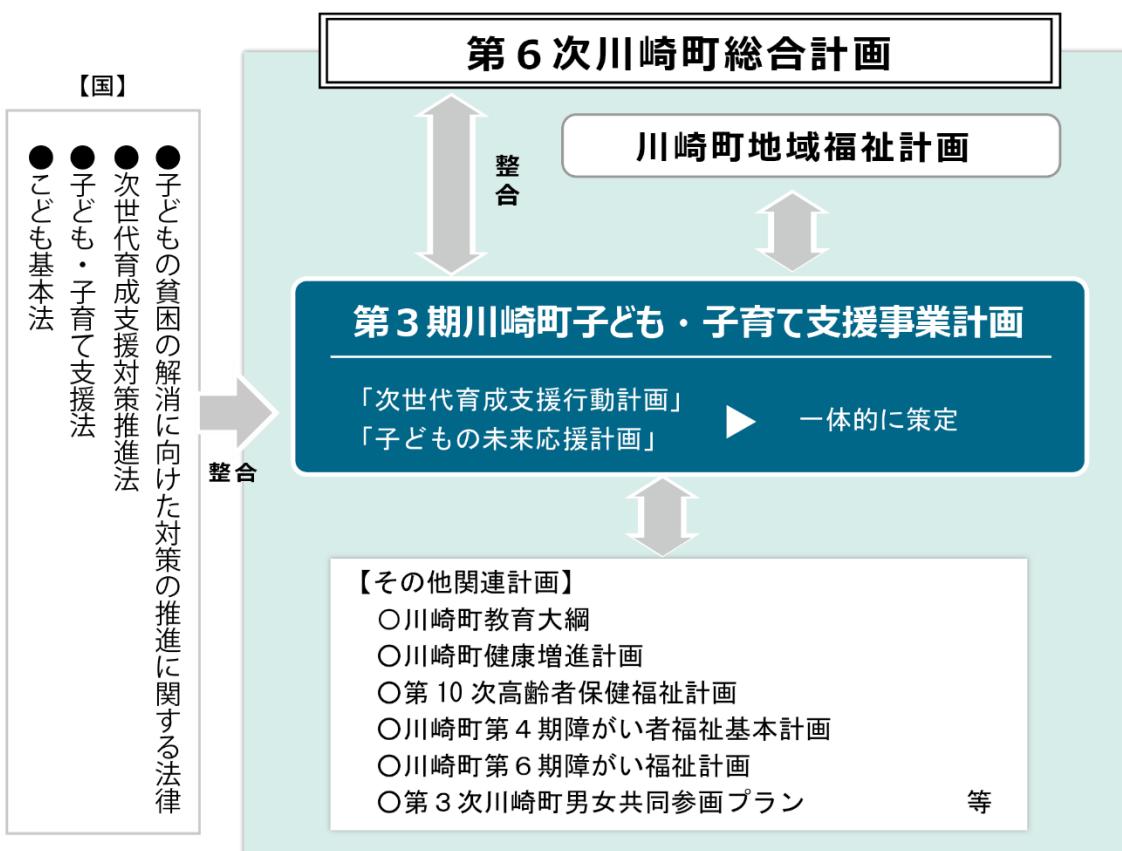
令和6年度に「第2期計画」および「川崎町子どもの未来応援計画」が最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みを切れ目なく総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの未来応援計画」を一体的な計画として「第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定しています。

また、計画の推進にあたっては、「第6次川崎町総合計画」や各分野の福祉計画の上位計画である「川崎町地域福祉計画」、他の関連計画との整合性を図りながら、施策を一体的に推進していきます。

■ 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

1) 子ども・子育て支援事業計画調査

就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、子育てに関する生活実態やニーズ等を把握するための調査を実施しました。

対象者：就学前児童の保護者 562 人、小学生児童の保護者 696 人

2) 子どもの未来応援計画調査

小学5年生・中学2年生本人とその保護者を対象に、生活状況や家庭の経済状況、必要な支援等を把握するための調査を実施しました。

対象者：小学5年生・中学2年生の保護者 245 人

小学5年生本人 117 人、中学2年生本人 128 人

(2) 川崎町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「川崎町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年12月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

川崎町の子どもと家庭の状況

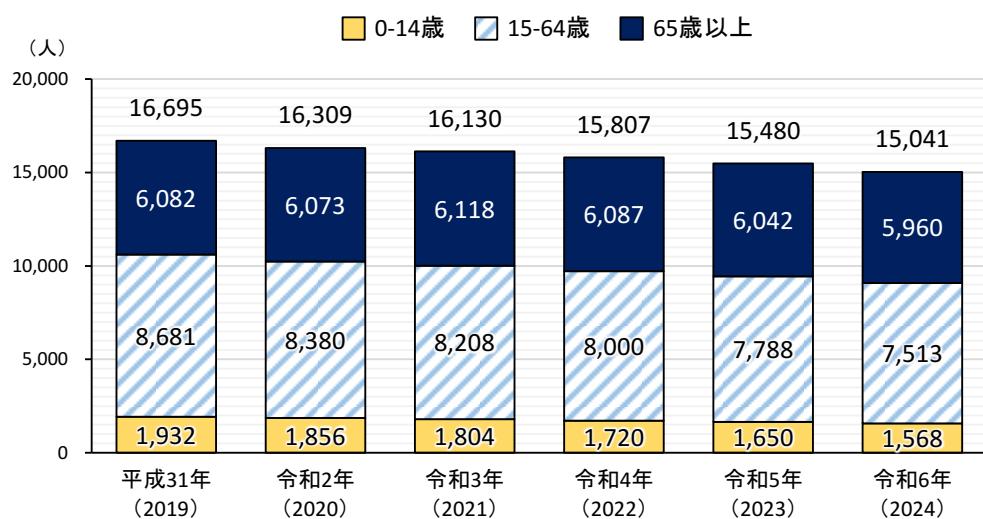
1 統計データからみえる川崎町の状況

(1) 人口の状況

1) 人口の推移

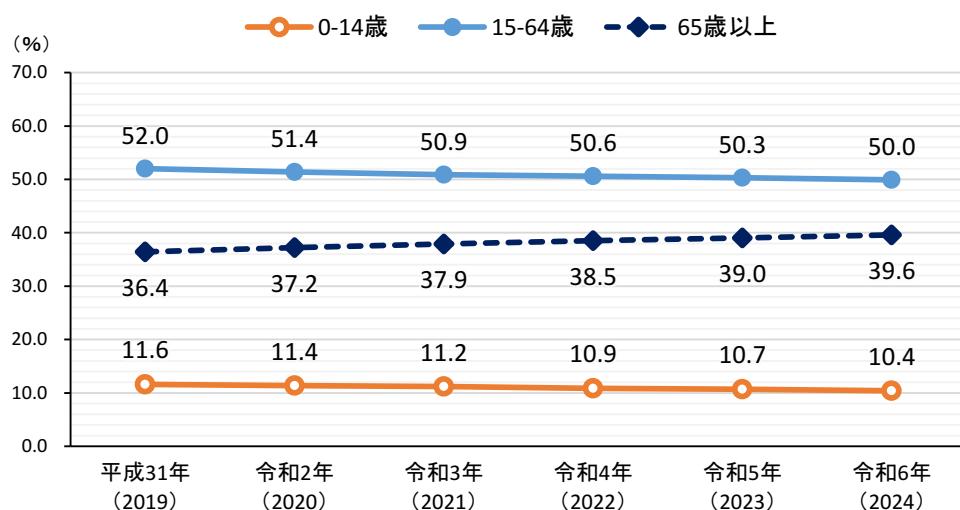
本町の総人口は減少傾向が続いている、令和6年4月1日現在で15,041人となっています。年齢3区分別構成の推移をみると、0~14歳（年少人口）および15~64歳（生産年齢人口）の割合は減少傾向で推移しているのに対して、65歳以上（高齢者人口）の割合は増加傾向にあります。令和6年の高齢化率（高齢者人口の割合）は39.6%で、およそ2.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

<年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

<年齢3区分別人口構成比の推移>

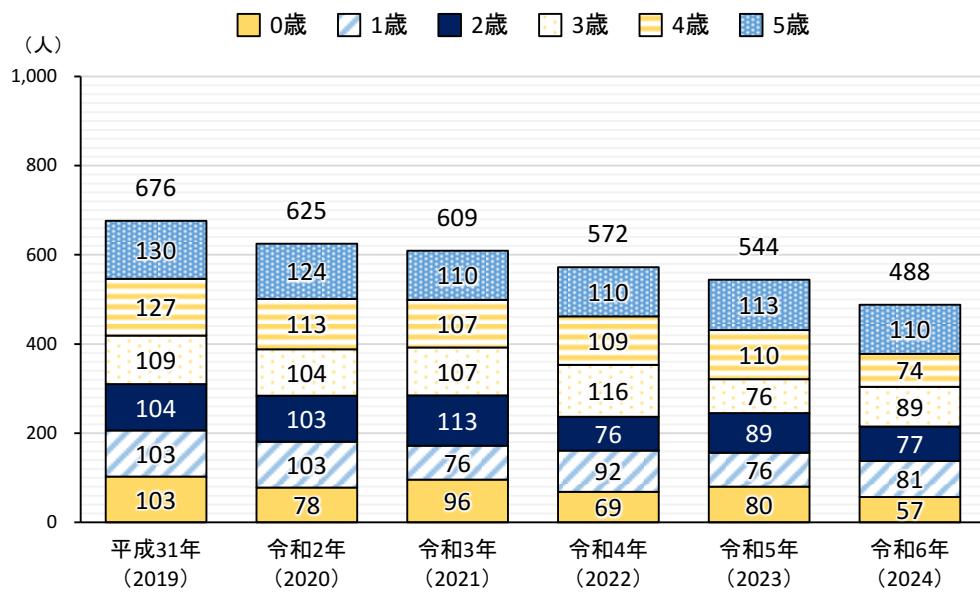


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2) 就学前児童数および就学児童数の推移

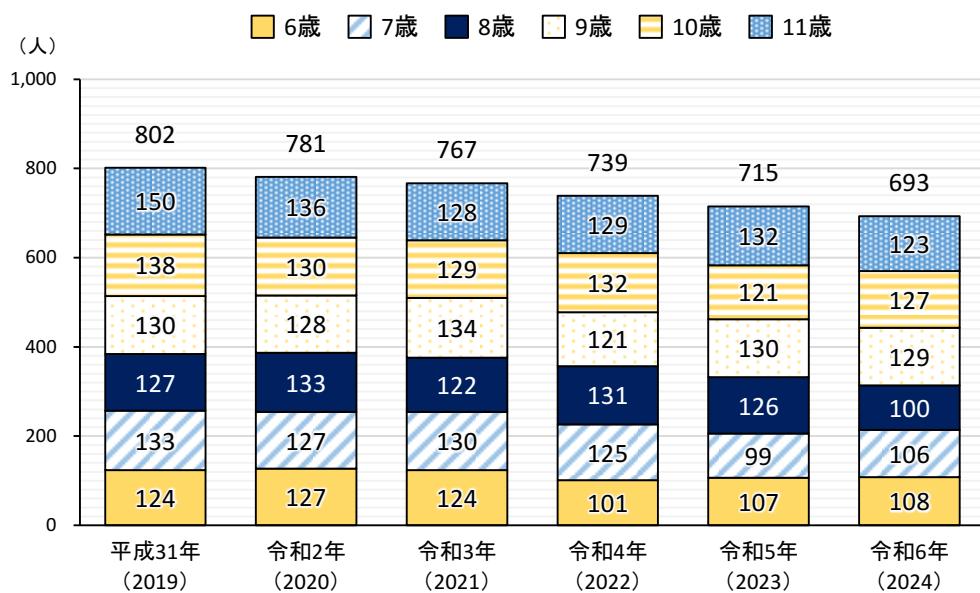
児童数の推移をみると、0～5歳の就学前児童数および6～11歳の就学児童数は年々減少しており、令和6年で就学前児童数は488人、就学児童数は693人となっています。

＜就学前児童数の推移(0～5歳)＞



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

＜就学児童数の推移(6～11歳)＞



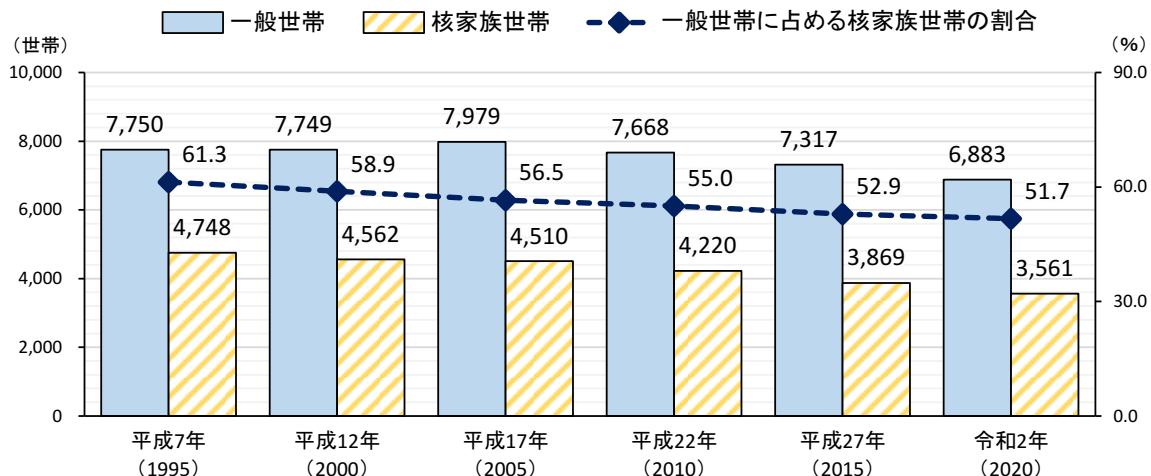
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

1) 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は減少傾向で推移し、令和2年で3,561世帯となっています。
また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も年々減少しています。

<一般世帯・核家族世帯の状況>

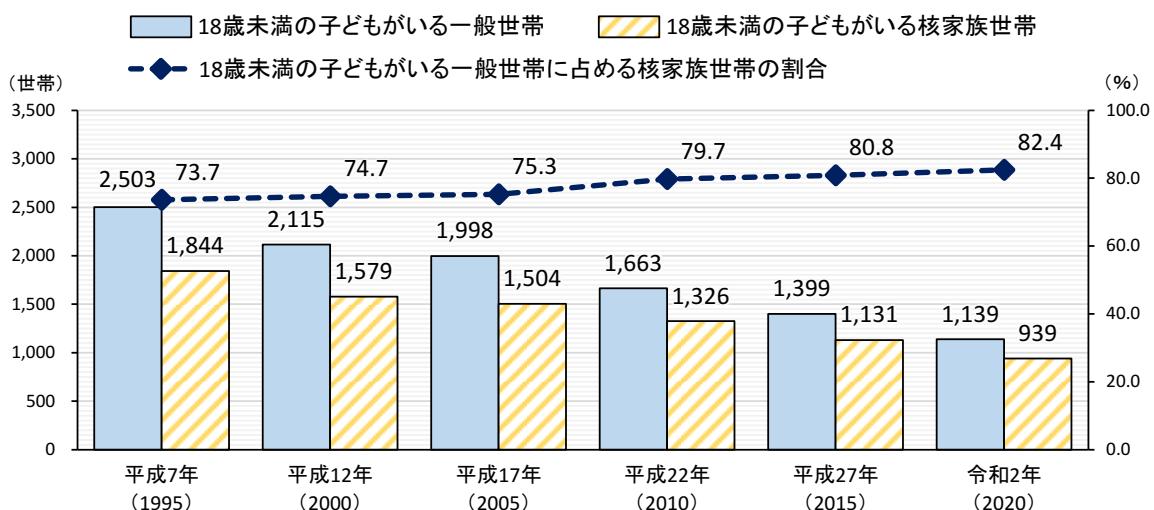


資料:国勢調査

2) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる一般世帯数および核家族世帯数は減少傾向で推移しているのに対して、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しています。

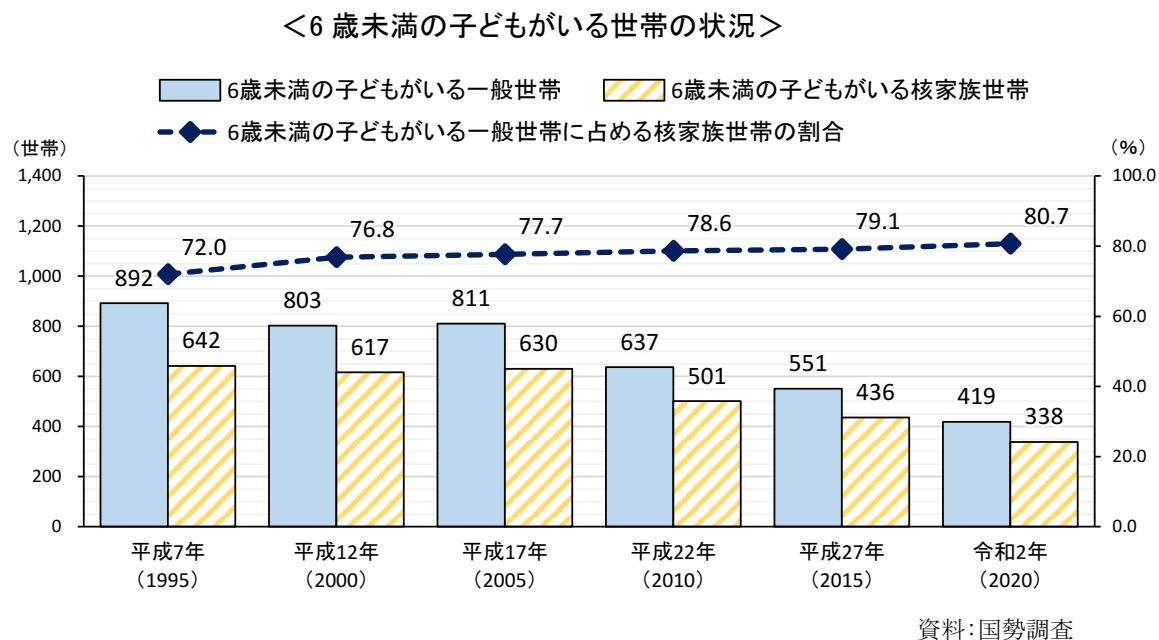
<18歳未満の子どもがいる世帯の状況>



資料:国勢調査

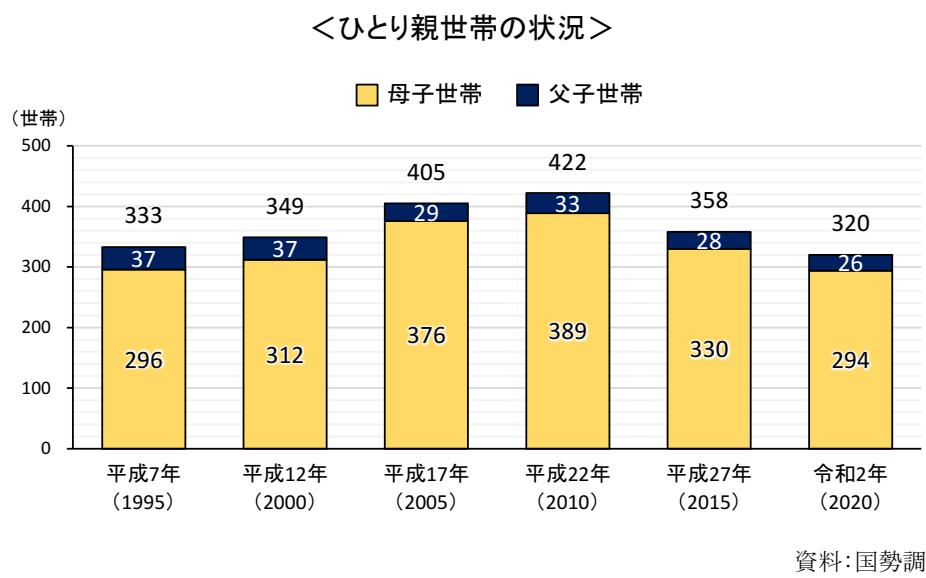
3) 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる一般世帯数および核家族世帯数は減少傾向で推移しているのに対して、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しています。



4) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移は、平成7年以降増加していましたが、平成22年の422世帯（母子世帯389世帯、父子世帯33世帯）以降は減少しています。

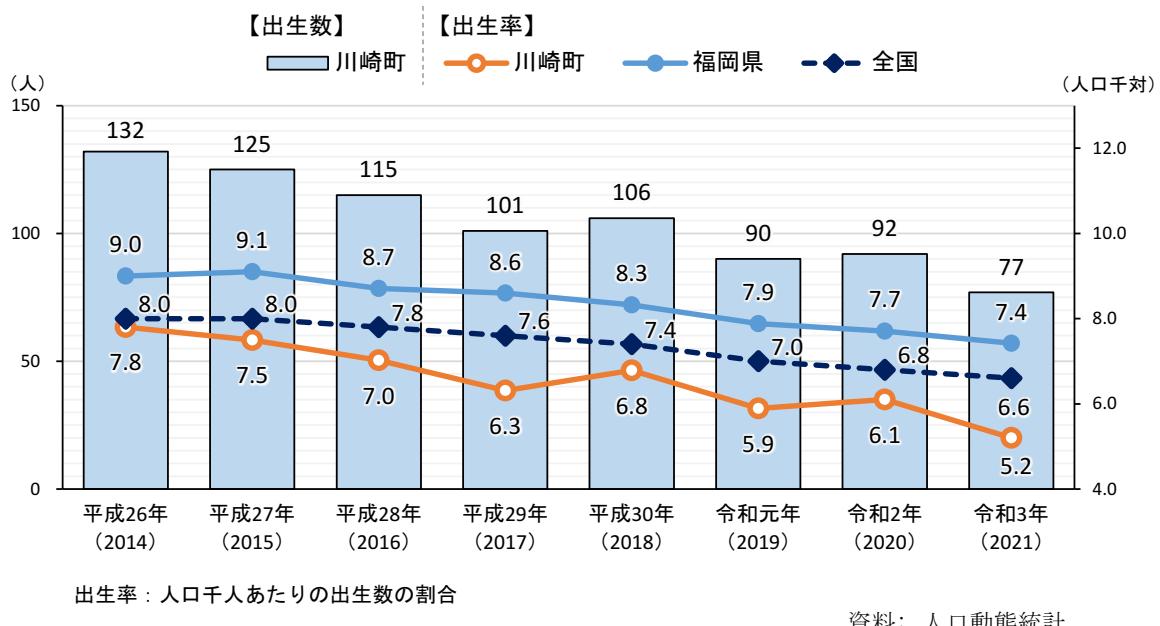


(3) 出生・婚姻の状況

1) 出生数と出生率の推移

本町の出生数と出生率はともに減少傾向が続いている。出生数は令和3年で77人となっており、平成26年から約4割減少しています。出生率は全国、福岡県の平均値を下回って推移しています。

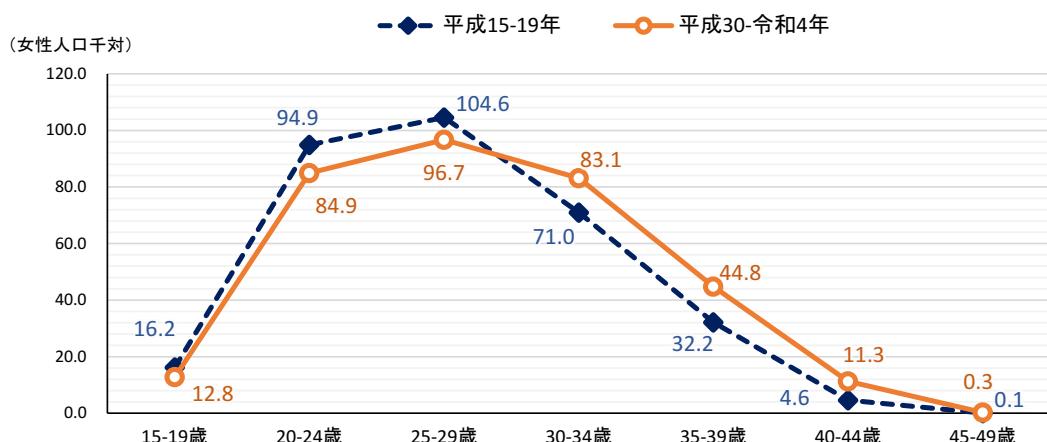
<出生数と出生率の推移>



2) 母親の年齢別出生率の推移

母親の年齢別（5歳階級）出生率の推移をみると、15歳から20歳代までは平成15～19年よりも平成30～令和4年で減少しているのに対して、30歳代から40歳代では増加していることから、出産年齢が上昇し晩産化が進行していることがうかがえます。

<母親の年齢別出生率の推移>



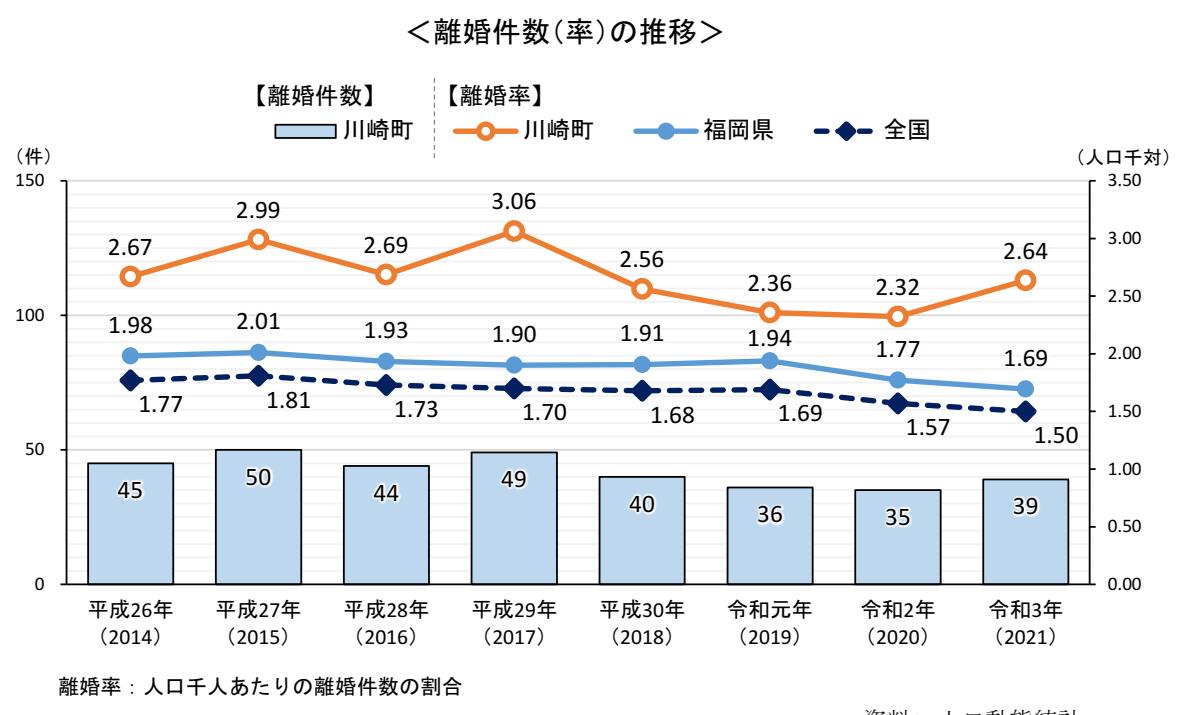
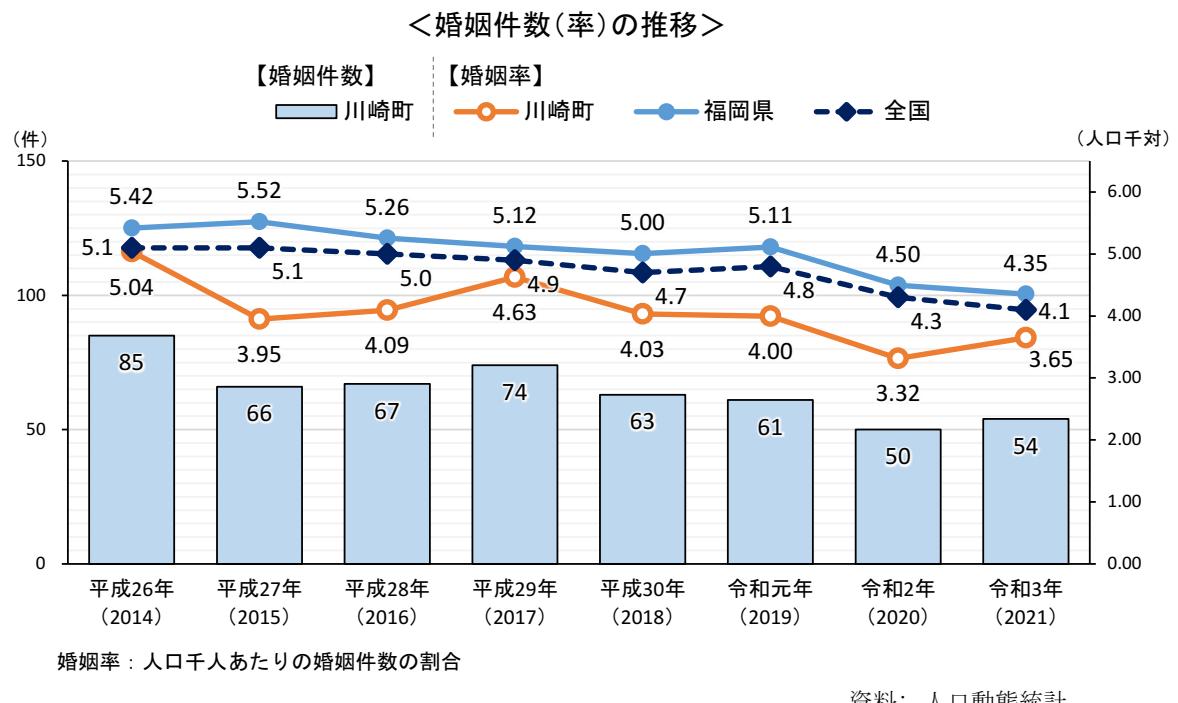
母親の年齢別出生率：15歳から49歳までの5歳階級別出生率（年率）を女性人口千人あたりで算出したもの

資料：人口動態統計特殊報告（上記値はベイズ推定値）

3) 婚姻と離婚の状況

本町の婚姻の状況をみると、婚姻件数と婚姻率は増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しており、令和3年では婚姻件数は54件となっています。婚姻率は全国、福岡県の平均値を下回って推移しています。

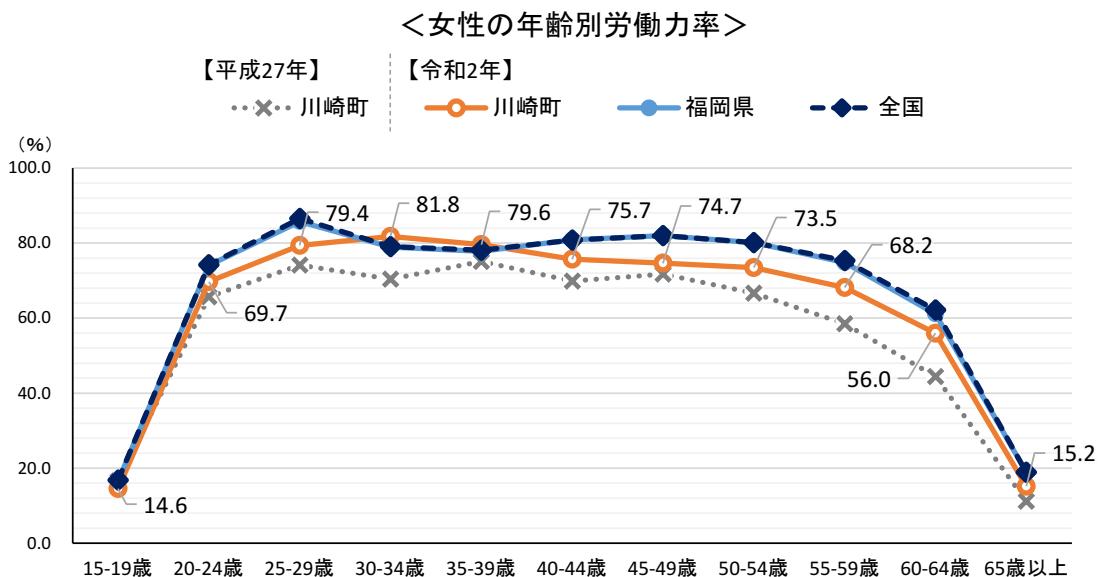
離婚件数は、過去8年間では40件前後の件数で推移しています。離婚率は、増減を繰り返しているものの、一貫して全国、福岡県の平均値を上回って推移しています。



(4) 就業の状況

1) 女性の年齢別労働力率の推移

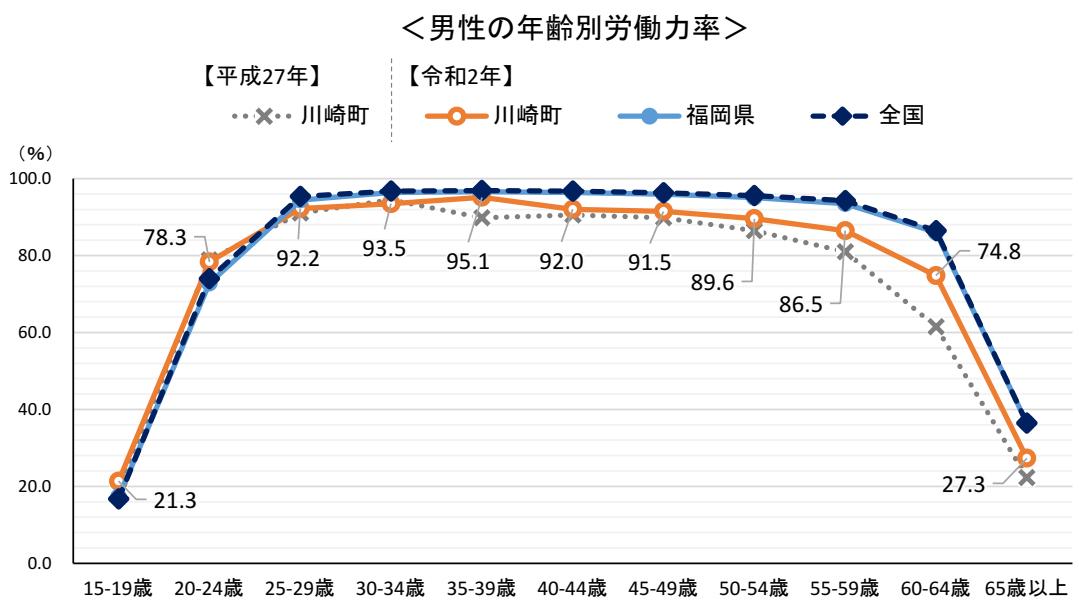
女性の年齢別労働力率をみると、平成27年と令和2年を比べると20歳以上の年代で労働力率の上昇がみられます。また、令和2年では30歳代の年齢層で全国、福岡県の平均値を上回っています。



資料：国勢調査

2) 男性の年齢別労働力率の推移

男性の年齢別労働力率をみると、平成27年と令和2年を比べると35歳以上の年代で労働力率の上昇がみられます。また、令和2年では25歳以上の年齢層で全国、福岡県の平均値を下回っています。



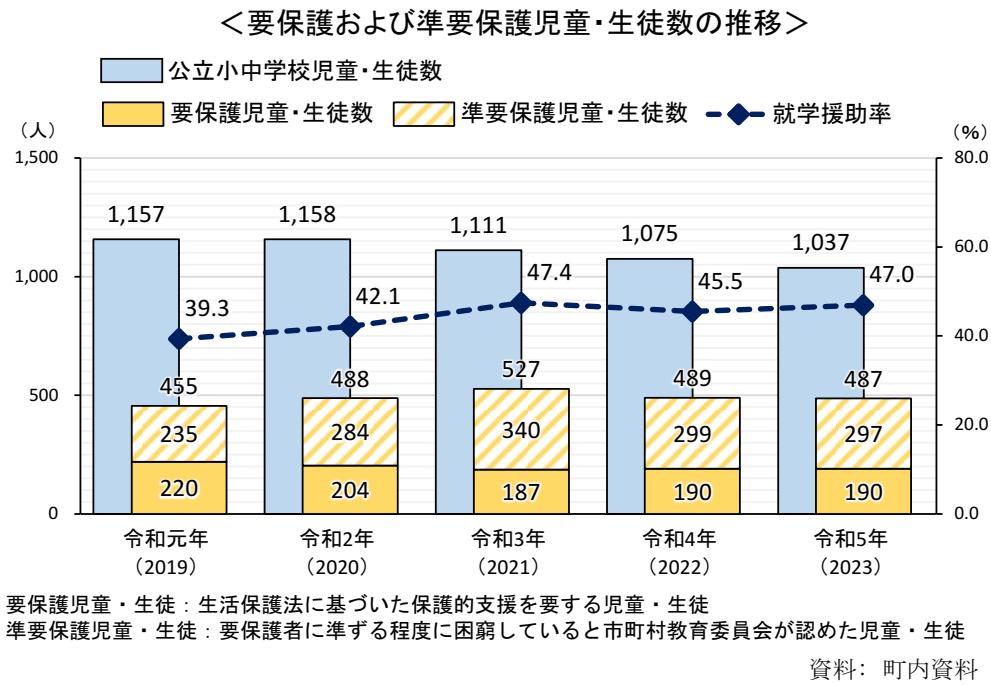
労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者）の割合

資料：国勢調査

(5) 子どもの状況

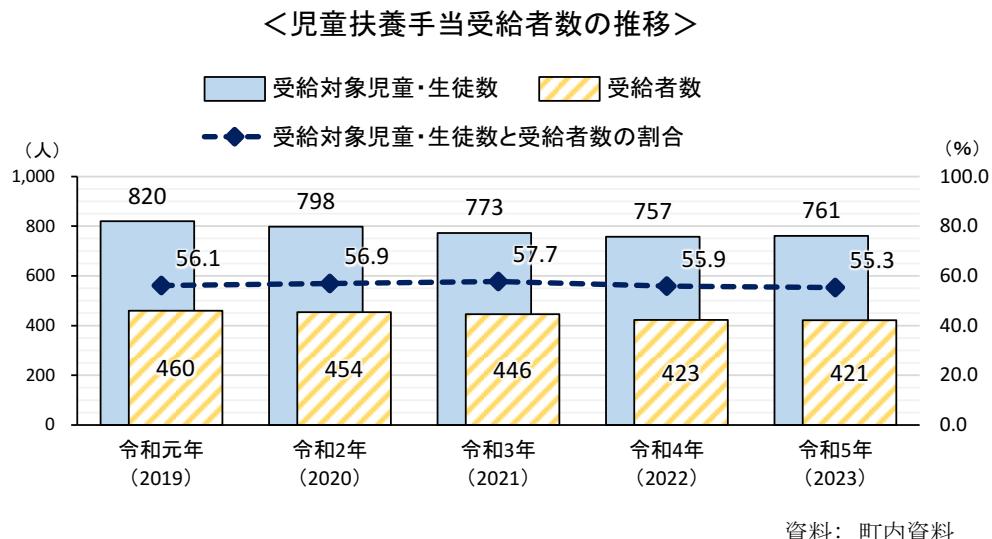
1) 要保護および準要保護児童・生徒数の推移

要保護および準要保護児童・生徒数の推移をみると、令和5年で要保護児童・生徒数が190人、準要保護児童・生徒数は297人となっています。また、要保護および準要保護児童・生徒数が対象となる就学援助率は年々増加傾向にあり、令和5年で47.0%となっています。



2) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者は、令和5年で421人となっています。受給対象児童・生徒数と受給者数の割合は、ほぼ横ばいで推移しており令和5年で55.3%となっています。

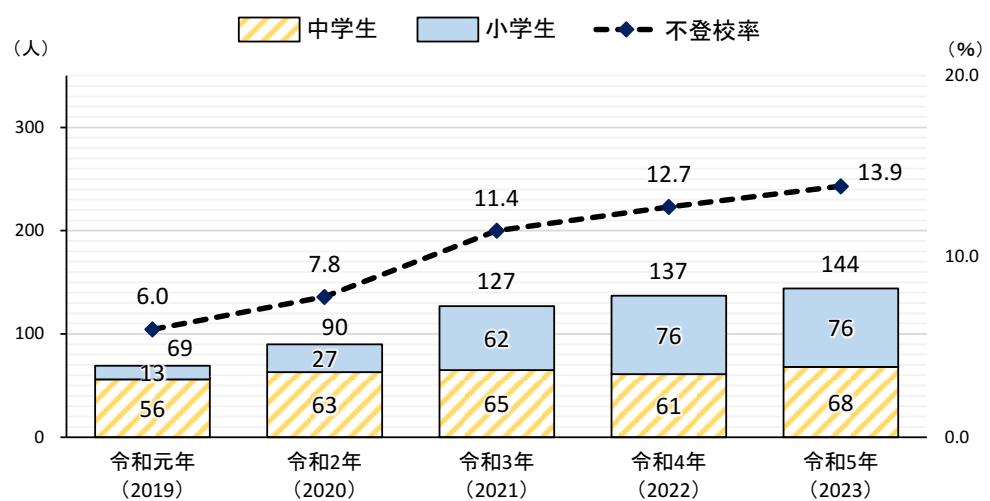


3) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数は年々増加しており、令和5年で144人となっています。内訳をみると、中学生は令和元年から60人前後で推移しているのに対して、小学生は令和元年では13人、令和5年では76人となっており5年間でおよそ6倍に増加しています。

また、不登校率（公立小中学校児童・生徒数に占める不登校児童・生徒数の割合）は令和5年では13.9%となっています。

＜不登校児童・生徒数の推移＞



資料：町内資料（各年4月1日時点）

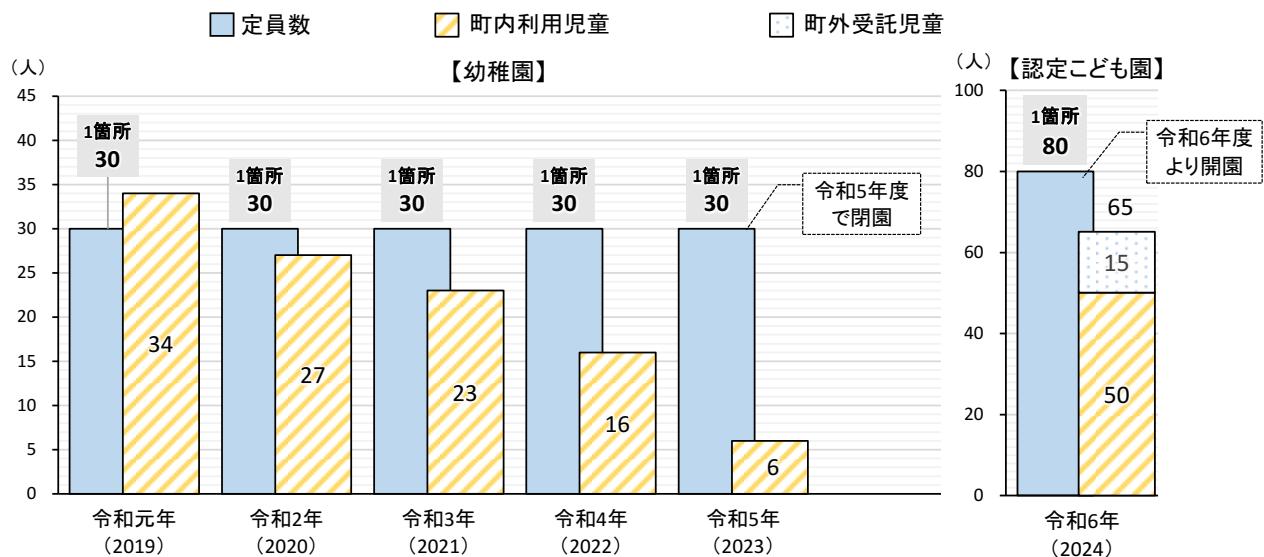
(6) 教育・保育サービス等の状況

1) 幼稚園・認定こども園の状況

町内に幼稚園が1箇所ありましたが、年々利用児童数は減少し令和5年度で閉園となっています。

認定こども園は、令和6年に1箇所開園し、定員80人のうち65人の利用児童がいます。そのうち、50人が町内利用児童、15人が町外からの受託児童となっています。

＜幼稚園・認定こども園の利用者の推移＞

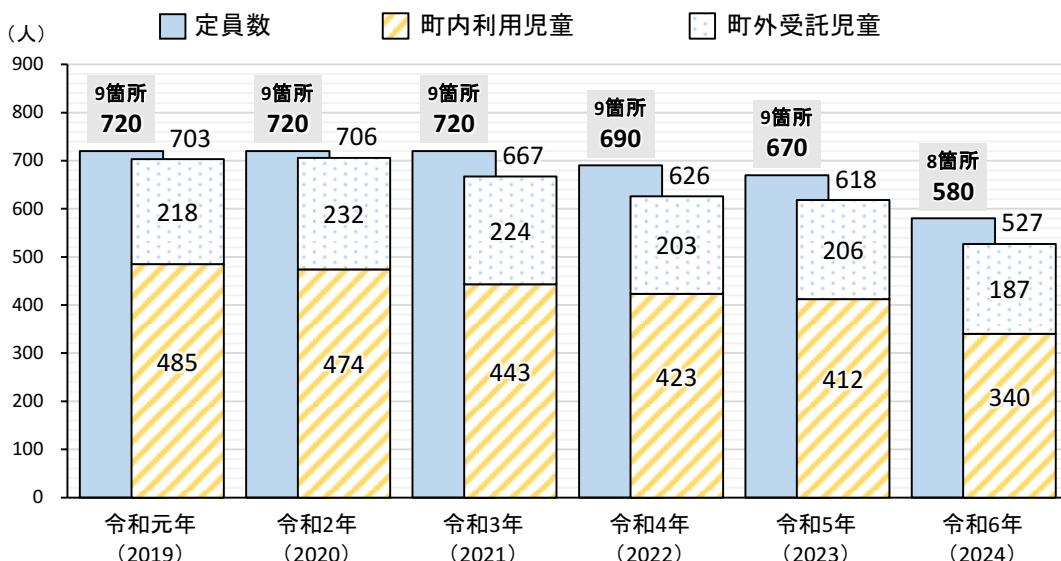


資料：町内資料（各年5月1日時点）

2) 保育園の状況

保育園の利用児童数（町内利用児童数と町外受託児童数の計）は年々減少しており、令和6年では定員580人（8箇所）のうち527人の利用児童がいます。そのうち、340人が町内利用児童、187人が町外からの受託児童となっています。

＜保育園の利用者の推移＞



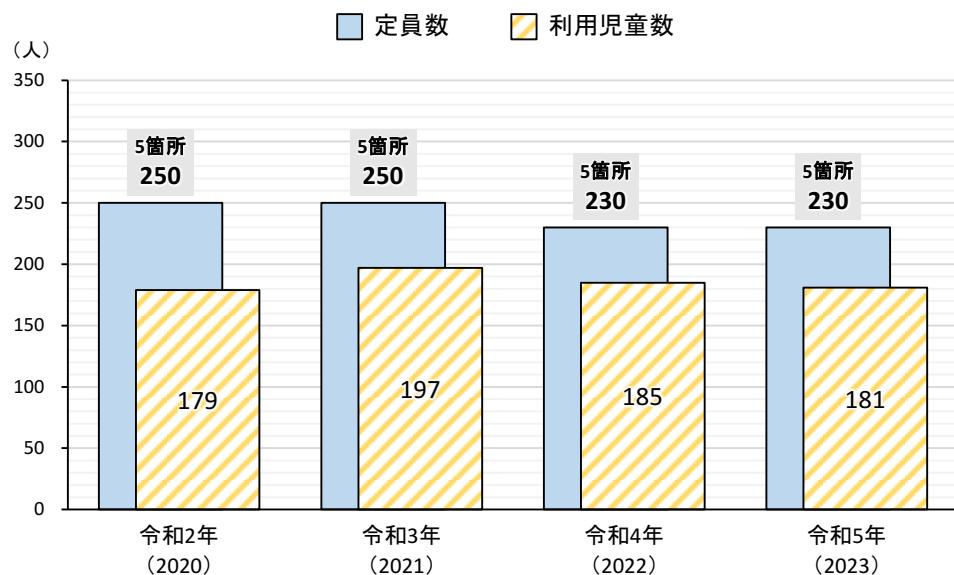
資料：町内資料（各年5月1日時点）

(7) 放課後児童クラブの状況

1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用児童数は、過去4年間で180人～200人前後で推移しています。また、設置箇所数は増減がありませんが、定員数は令和4年で230人に減少しています。

<放課後児童クラブの利用者の推移>



資料：町内資料（各年5月1日時点）

2 アンケート調査からみえる子ども・家庭の状況

(1) 子ども・子育て支援事業計画調査の概要

1) 調査の概要

① 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

② 調査対象

- ・未就学児童保護者 … 562 件
- ・小学生児童保護者 … 696 件

③ 調査方法

保育所（園）および学校での配布・回収、または郵送による配布とWebによる回収で調査を実施しました。

④ 配布および回収数

| 対象者 | 配布数 (件) | 有効回収数(件) | | | 回収率 (%) |
|-----------|------------|----------|-----|-----|------------|
| | | 学校・園等 | Web | 計 | |
| 未就学児童の保護者 | 562 | 156 | 77 | 233 | 41.5 |
| 小学生児童の保護者 | 696 | 154 | 62 | 216 | 52.1 |

2) 調査結果のまとめ

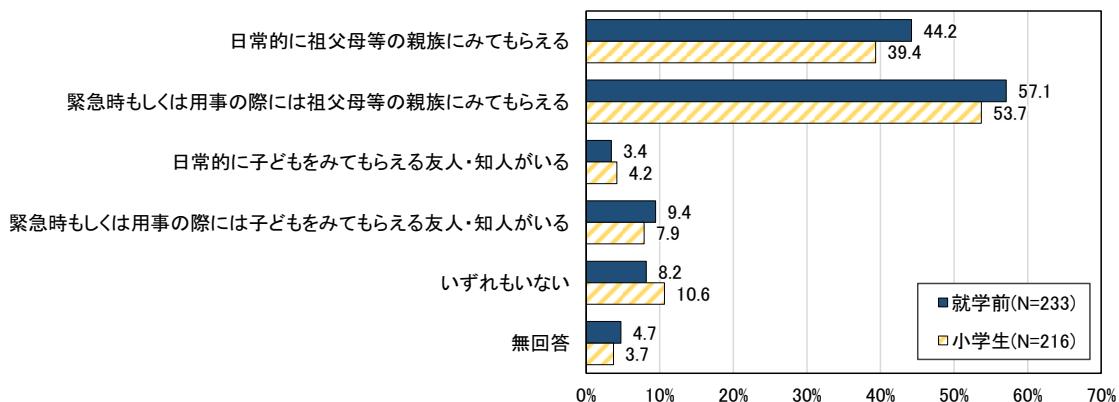
調査内容の主な項目は以下のとおりです。

1. 子どもと家族の状況
2. 保護者の就労状況
3. 定期的な教育・保育事業の利用
4. 子育て支援に関する事業の利用
5. 病気になった時の対応
6. 土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用
7. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
8. 小学生の放課後の過ごし方
9. 育児と仕事の両立
10. 子育て全般について

① 子どもと家族の状況

- 多くの人が日常的・緊急時等に祖父母等の親族や友人・知人に子どもを預かってもらえると回答していますが、「いずれもいない」という回答も就学前児童で8.2%、小学生児童で10.6%と一定程度みられます。

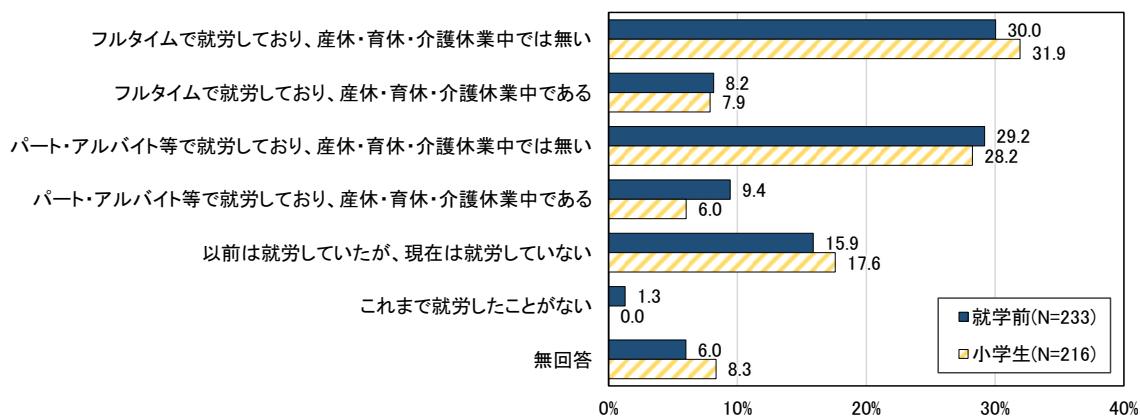
＜子どもを預かってもらえる相手の有無＞



② 保護者の就労状況

- 就学前児童の母親の就労状況は、フルタイム（産休等の状態含む）が38.2%、パート・アルバイト（産休等の状態含む）が38.6%となっており、現在就労していない母親は「これまで就労したことがない」を合わせて17.2%となっています。
- 小学生児童の母親の就労状況は、フルタイム（産休等の状態含む）が39.8%、パート・アルバイト（産休等の状態含む）が34.2%、現在就労していない母親は17.6%となっています。

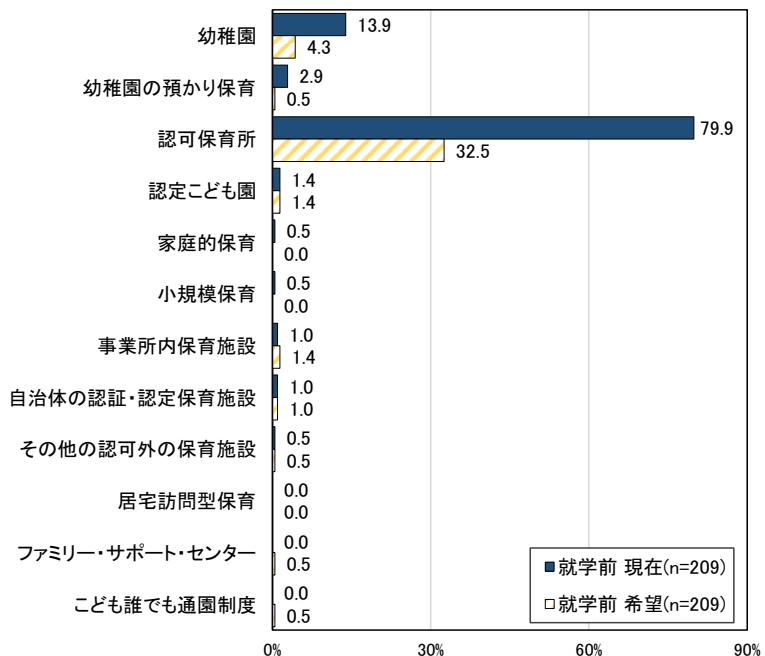
＜母親の就労状況＞



③ 教育・保育事業の利用状況

- 現在利用している事業は、「認可保育所」が 79.9%と最も高く、次いで、「幼稚園」が 13.9%、「幼稚園の預かり保育」が 2.9%と続いています。利用を希望する事業は、「認可保育所」が 32.5%、「幼稚園」が 4.3%となっており、利用状況よりも利用意向が低くなっています。

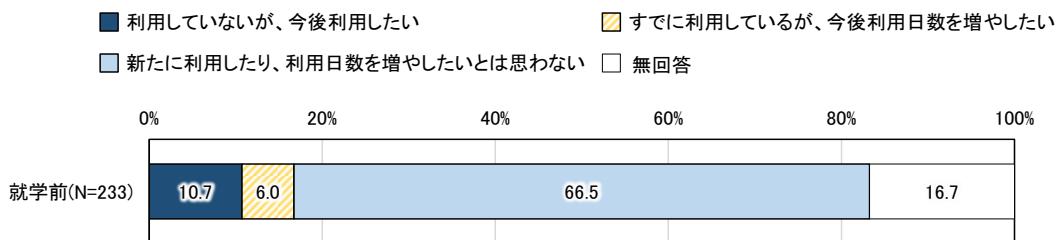
<教育・保育事業の利用状況、利用意向（就学前児童）>



④ 地域の子育て支援事業の利用状況

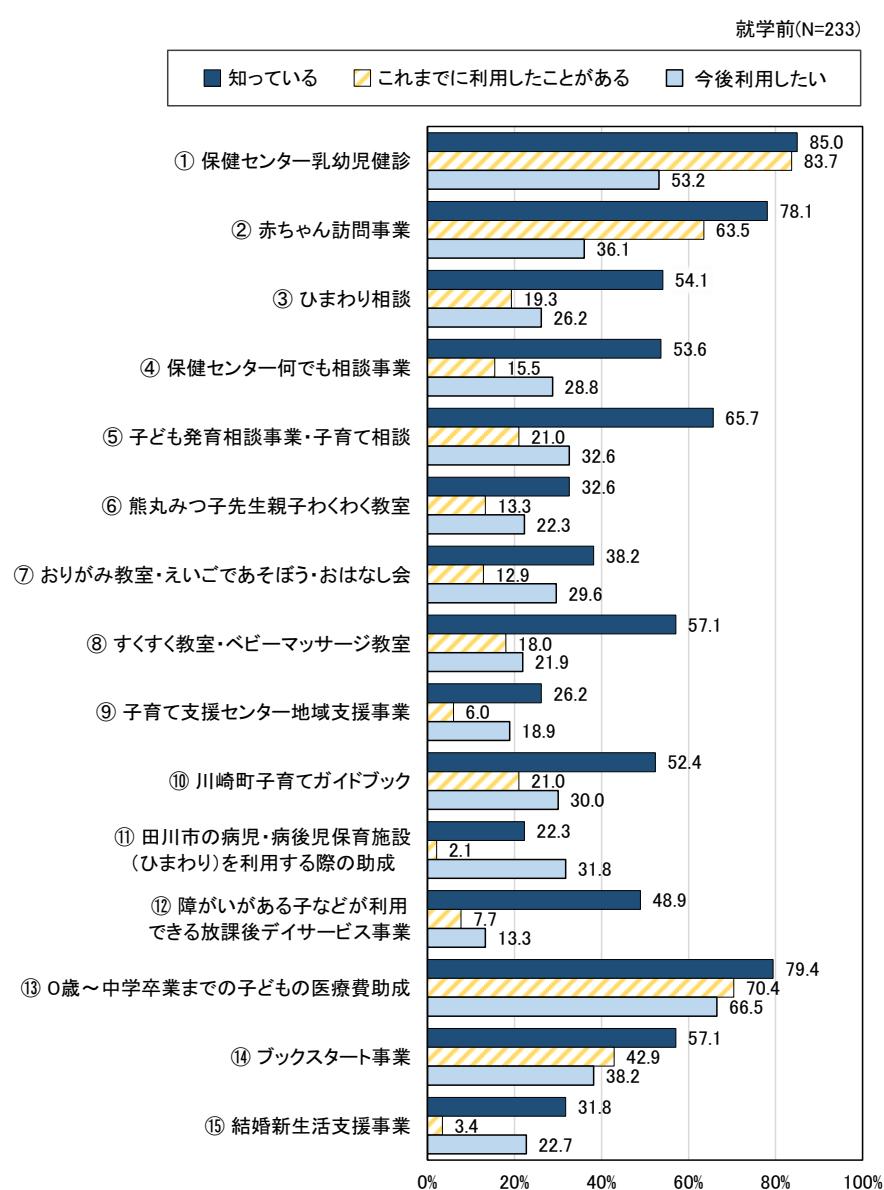
- 地域子育て支援センター「すこやか」の利用意向は、「すでに利用している」を含めて 16.7%となっています。

<地域子育て支援センター「すこやか」の利用意向（就学前児童）>



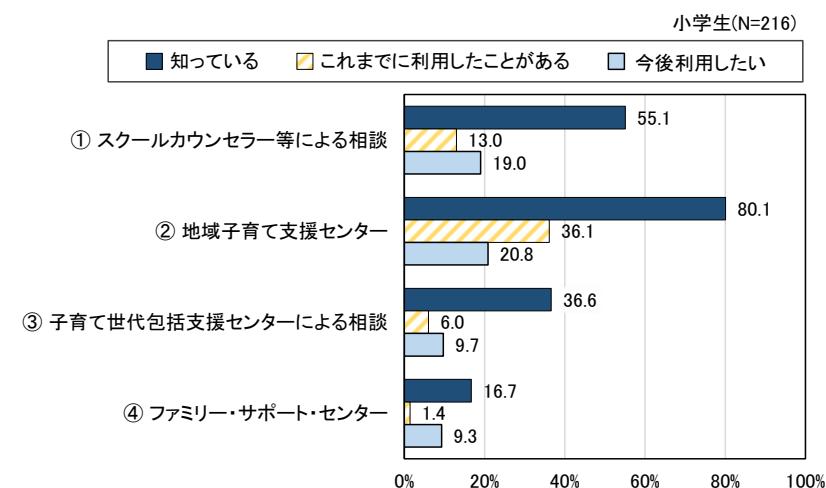
- 就学前児童に対して町が実施するサービスや事業について、「知っている」と回答した割合は高く、「これまでに利用したことがある」という回答の中では、保健センター乳幼児健診や0歳～中学卒業までの子どもの医療費助成、赤ちゃん訪問事業の利用経験が60%以上と高くなっています。一方で、田川市の病児・病後児保育施設や、結婚新生活支援事業の利用経験は4%未満と低い傾向にあります。
- 今後の利用意向は、0歳～中学卒業までの子どもの医療費助成が66.5%と最も高く、次いで、保健センター乳幼児健診が53.2%、ブックスタート事業が38.2%、赤ちゃん訪問事業が36.1%となっています。

<地域子育て支援事業の認知度、利用状況、利用意向（就学前児童）>



- 小学生児童に対して町が実施するサービスや事業について、「知っている」と回答した割合は高いものの、「これまでに利用したことがある」と回答した割合は低くなっています。
- 今後の利用意向は、地域子育て支援センター、スクールカウンセラー等による相談、子育て世代包括支援センターによる相談、ファミリー・サポート・センターの順に高くなっています。

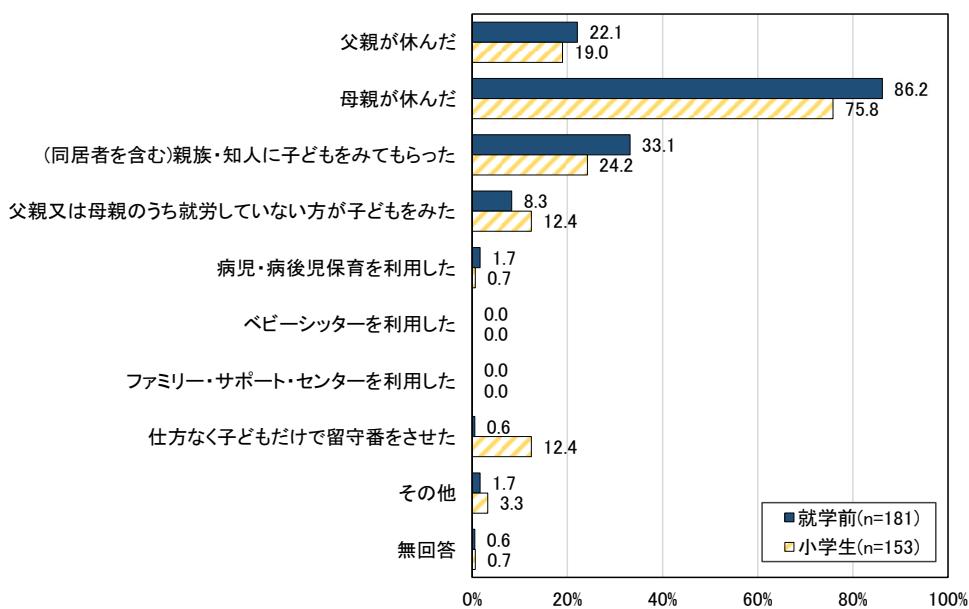
<地域子育て支援事業の認知度、利用状況、利用意向（小学生児童）>



⑤ 病気になった時の対応

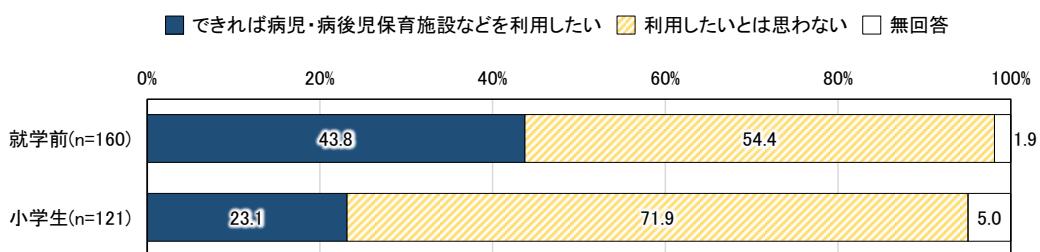
- 子どもが病気やケガで、平日の教育・保育事業、小学校を休まなければならなかった時は、「母親が休んだ」が圧倒的に高くなっています。

<子どもが病気になった時の対処法>



- 母親もしくは父親が休みをとって対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」という回答は、就学前児童で43.8%、小学生児童で23.1%となっています。

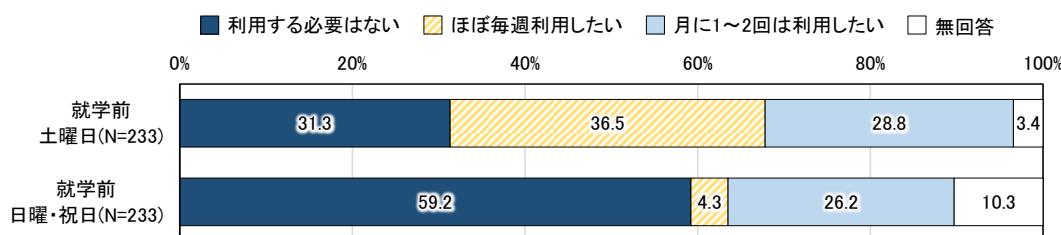
<病児・病後児保育室の利用意向>



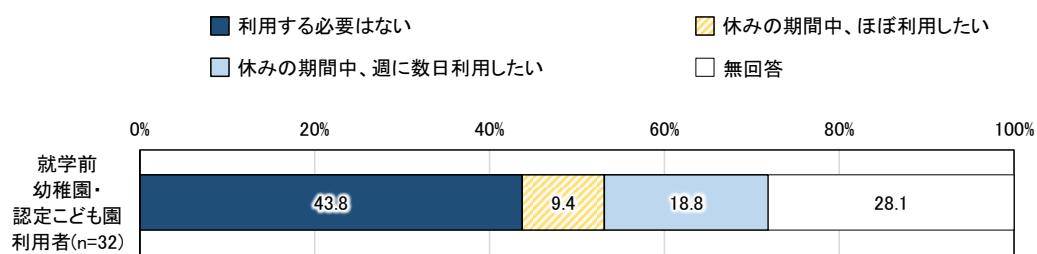
⑥ 土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用

- 土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向がある人は、土曜日が65.3%、日曜・祝日が30.5%となっています。
- 幼稚園や認定こども園利用者における、夏休みや冬休みなどといった長期休暇中の教育・保育事業の利用意向がある人は28.2%となっています。

<土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）>

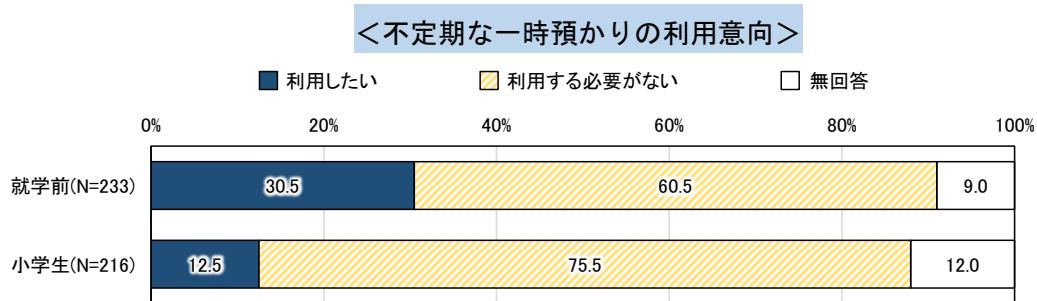


<長期休暇期間中の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）>



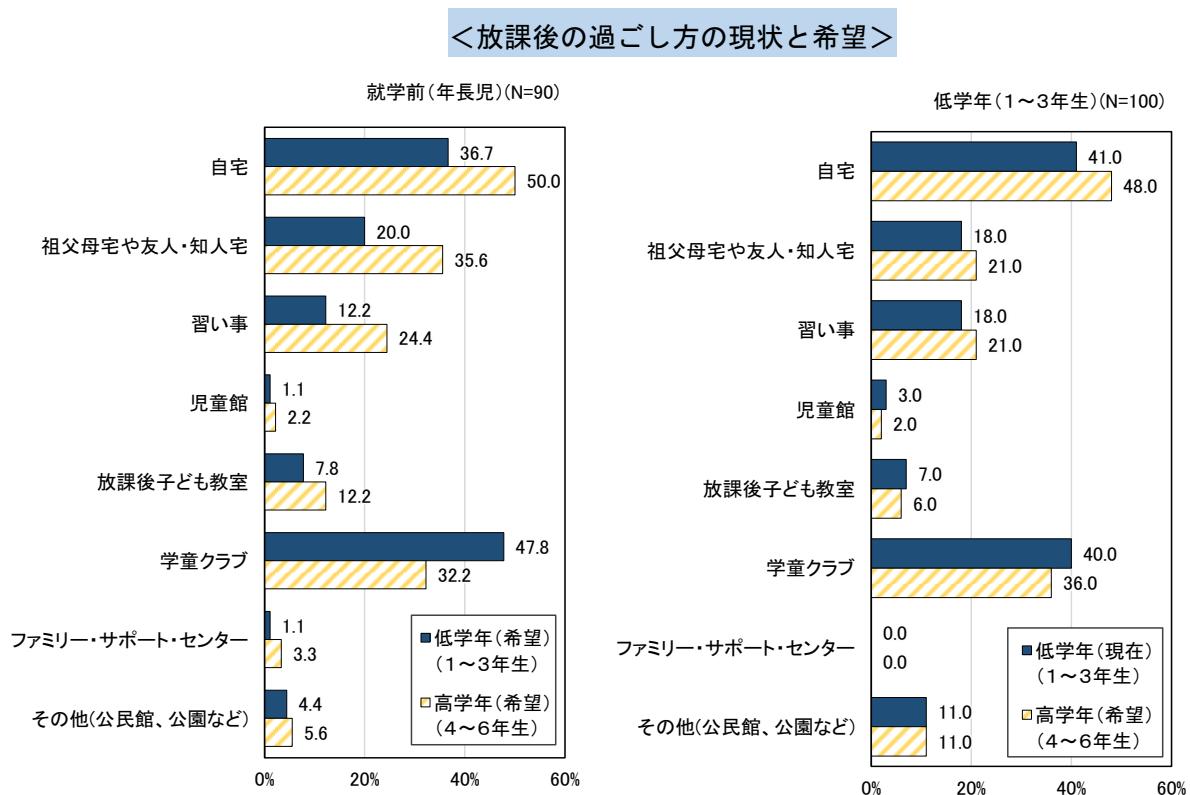
⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

- 今後、不定期な一時預かり等の利用意向がある人の割合は、就学前児童で 30.5%、小学生児童で 12.5% となっています。

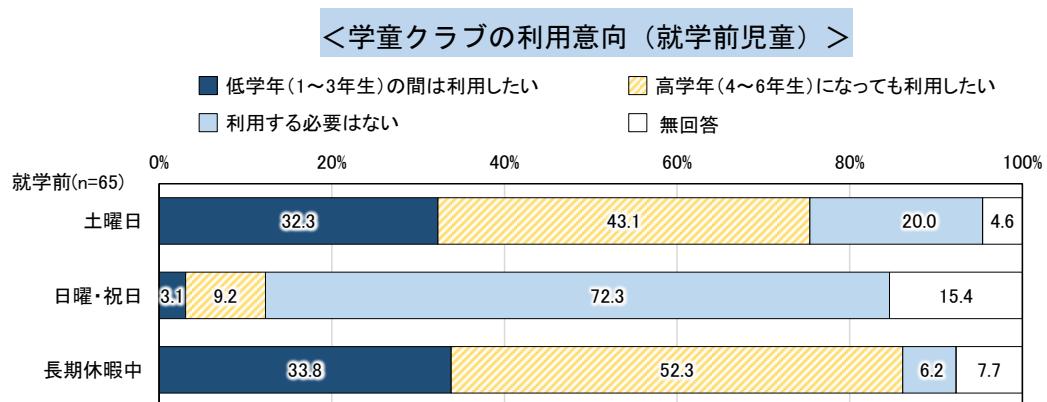


⑧ 放課後の過ごし方

- 就学前児童（年長児）が就学した際、平日の学童クラブの利用意向は、低学年時が 47.8%、高学年時が 32.2% となっています。
- 小学生児童の放課後の過ごし方は、「自宅」が低学年（1～3年生）時で 41.0%、高学年（4～6年生）時で 48.0% と最も高く、次いで、「学童クラブ」が低学年時で 40.0%、高学年時で 36.0% となっています。

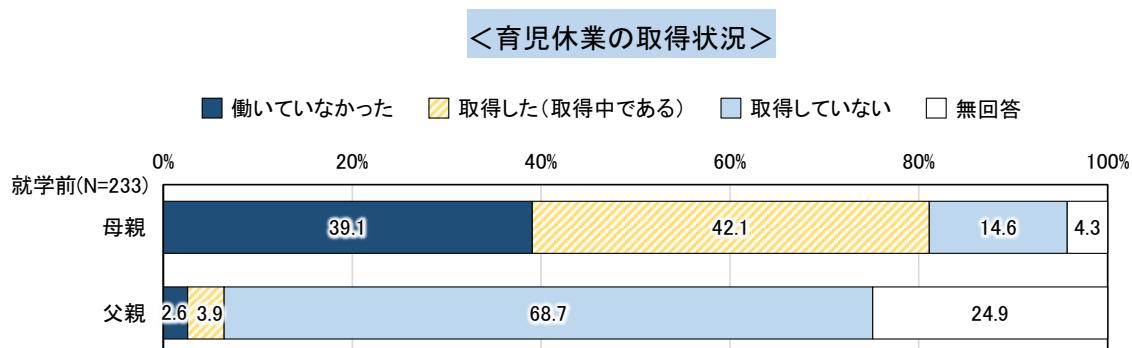


- 就学前児童における、学童クラブの今後の利用意向は、土曜日が75.4%、日曜・祝日が12.3%、長期休暇中が86.1%となっています。



⑨ 育児と仕事の両立について

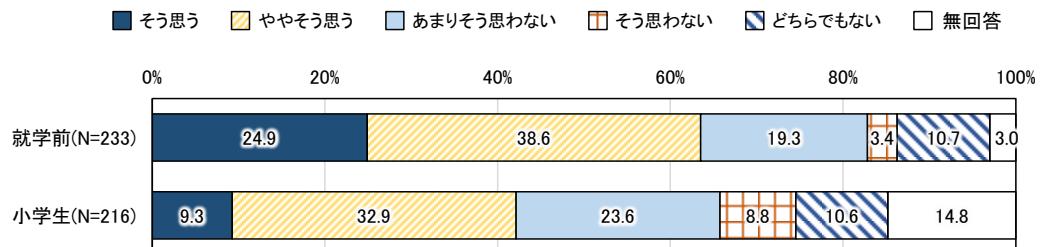
- 育児休業制度の取得について、就学前児童の母親では「取得した（取得中である）」が42.1%、「取得していない」が14.6%となっています。また、就学前児童の父親では「取得していない」が68.7%と高くなっています。



⑩ 町の子育て全般について

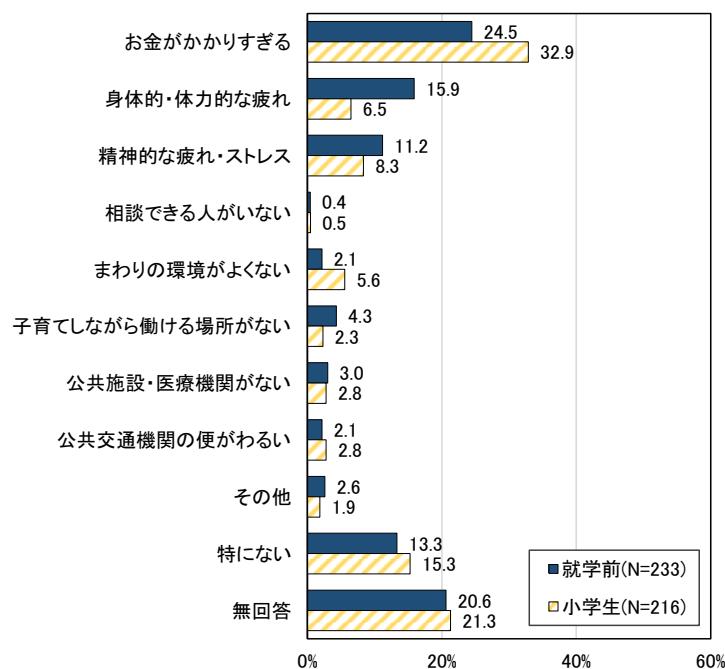
- 子育てをしやすい町である（「そう思う」と「ややそう思う」の計）と回答した割合は、就学前児童で 63.5%、小学生児童で 42.2% となっています。

＜町の子育てのしやすさ＞



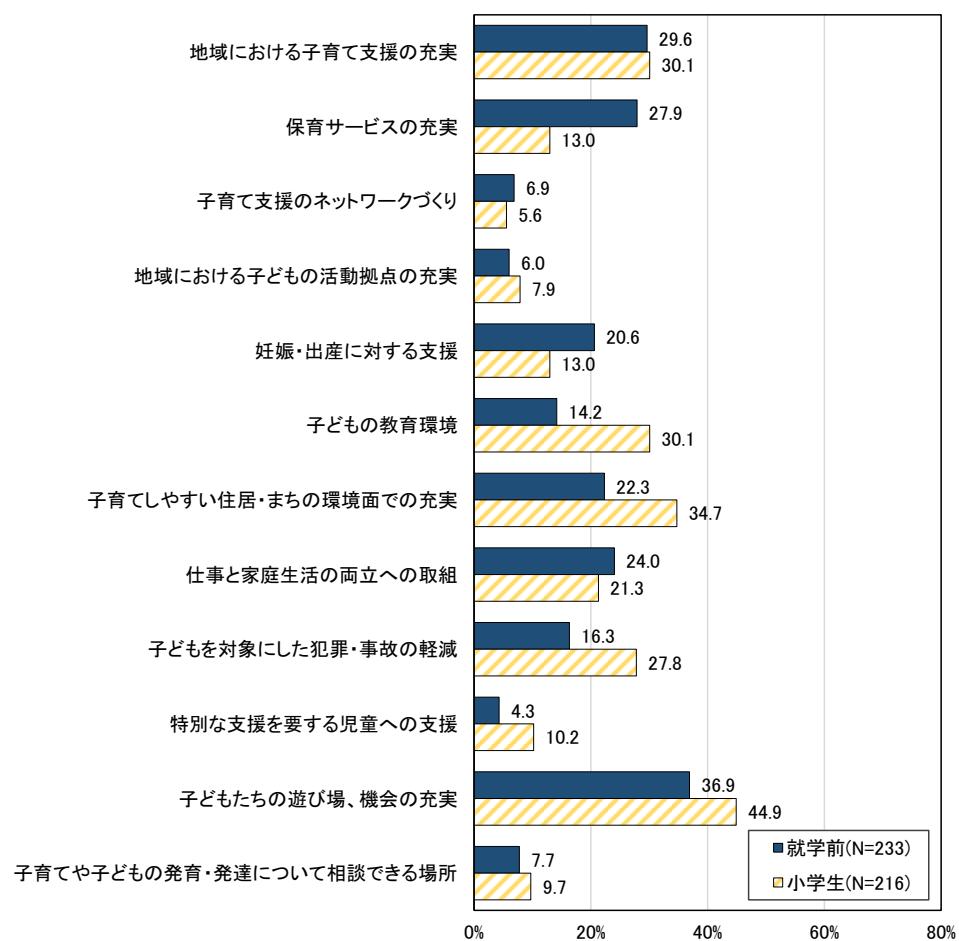
- 就学前児童において、子育ての中でいちばん負担になっていることは、「お金がかかりすぎる」が 24.5%、「身体的・体力的な疲れ」が 15.9%、「特にない」が 13.3% となっています。
- 小学生児童において、子育ての中でいちばん負担になっていることは、「お金がかかりすぎる」が 32.9%、「特にない」が 15.3%、「精神的な疲れ・ストレス」が 8.3% となっています。

＜子育てをする中で負担に感じること＞



- 子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと感じるかについて、就学前児童では、「子どもたちの遊び場、機会の充実」が36.9%と最も高く、次いで、「地域における子育て支援の充実」が29.6%、「保育サービスの充実」が27.9%の順となっています。
- 小学生児童では、「子どもたちの遊び場、機会の充実」が44.9%と最も高く、次いで、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が34.7%、「地域における子育て支援の充実」「子どもの教育環境」が30.1%となっています。

<子育てをする中で有効だと感じる支援・対策>



(2) 子どもの未来応援計画調査の概要

1) 調査の概要

① 調査の目的

子どもと保護者の生活状況を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに、「子どもの未来応援計画」策定の基礎資料とする目的として調査を実施しました。

② 調査対象

- ・小学5年生および中学2年生の保護者 … 245件
- ・小学5年生本人 … 117件
- ・中学2年生本人 … 128件

③ 調査方法

学校での配布・回収で調査を実施しました。

④ 配布および回収数

| 対象者 | 配布数（件） | 有効回収数（件） | 回収率（%） |
|----------------------|--------|----------|--------|
| 小学5年生保護者 中学2年生保護者 | 245 | 113 | 46.1 |
| 小学5年生本人 | 117 | 84 | 71.8 |
| 中学2年生本人 | 128 | 64 | 50.0 |

※本調査における「相対的貧困世帯」の定義

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問的回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本町における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。(表1参照)
- ・小学生本人・中学生本人の集計分析においては、保護者と児童生徒本人の調査票を関連付けて集計を行っています。関連付けた結果は、表2(次頁)の通りです。小学生本人(15件)、中学生本人(21件)を「相対的貧困世帯の児童・生徒として分析の対象としています。

■表1 有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

| 種別 | 国の貧困線の基準 ※ | 相対的貧困層 となる区分 | 件数 | 全体数 | 割合 |
|--------|---------------|-----------------|-----|------|-------|
| 2人世帯 | 179万円 | 200万円 | 3件 | 6件 | 50.0% |
| 3人世帯 | 219万円 | 250万円 | 5件 | 14件 | 35.7% |
| 4人世帯 | 254万円 | 300万円 | 10件 | 37件 | 27.0% |
| 5人世帯 | 283万円 | 300万円 | 8件 | 28件 | 28.6% |
| 6人世帯 | 311万円 | 350万円 | 6件 | 16件 | 37.5% |
| 7人世帯 | 336万円 | 350万円 | 3件 | 6件 | 50.0% |
| 8人世帯 | 359万円 | 400万円 | 1件 | 3件 | 33.3% |
| 9人世帯以上 | 381万円 | 400万円 | 1件 | 3件 | 33.3% |
| 合計 | - | - | 37件 | 113件 | 32.7% |

※国の貧困線の基準は「2022年（令和4年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

■表2 保護者と児童・生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

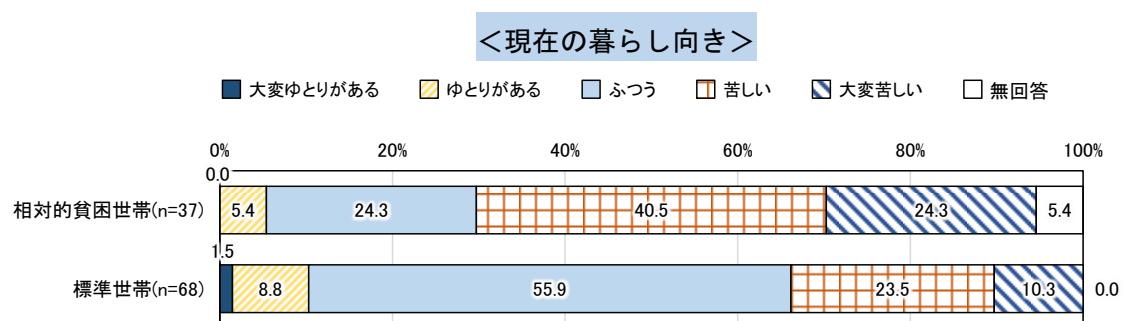
| 全体の回収数 | 保護者票と関連付けられた件数 | | | 割合 (A/B) |
|--------|----------------|------|------|-------------|
| | 相対的貧困世帯 (A) | 標準世帯 | 計(B) | |
| 小学生 | 84件 | 15件 | 28件 | 43件 34.9% |
| 中学生 | 64件 | 21件 | 39件 | 60件 35.0% |

2) 調査結果のまとめ

2) - 1 保護者

① 現在の暮らし向き

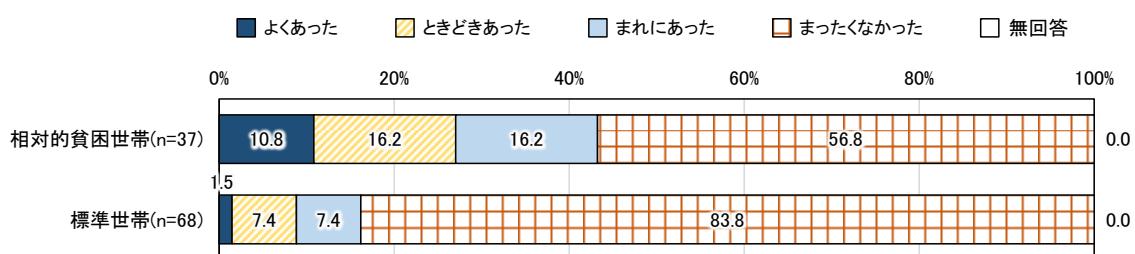
- 「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、標準世帯の10.3%に対して、相対的貧困世帯が24.3%となっています。これに「苦しい」の回答を加えると、標準世帯が33.8%に対して、相対的貧困世帯が64.8%となり、相対的貧困世帯の経済状況が厳しいことが分かります。



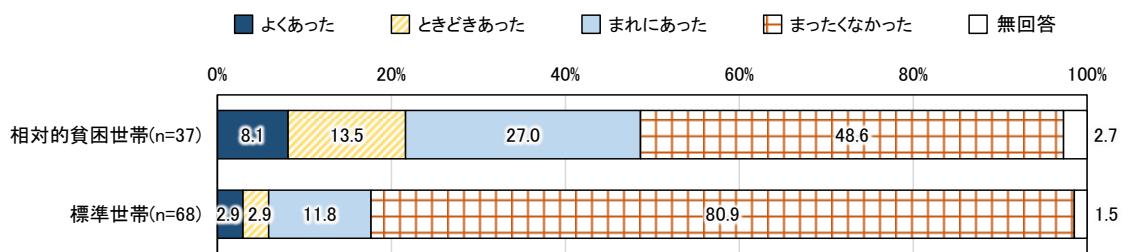
② 経済的な生活の状況

- 家族が必要とする食料が買えなかつたことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の8.9%に対して、相対的貧困世帯は27.0%となっています。
- 家族が必要とする衣服が買えなかつたことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の5.8%に対して、相対的貧困世帯は21.6%となっています。
- 公共料金の未払いがあった割合は、電気料金（標準世帯：4.4%、相対的貧困世帯：27.0%）、ガス料金（標準世帯：5.9%、相対的貧困世帯：29.7%）、水道料金（標準世帯：4.4%、相対的貧困世帯：27.0%）となっています。

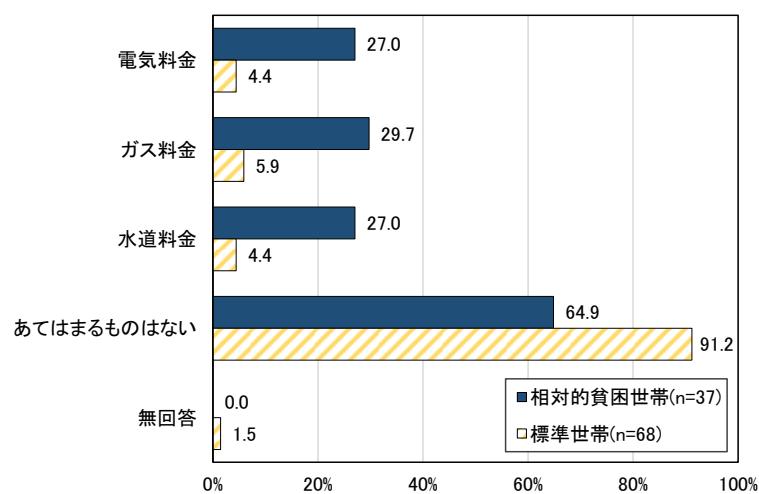
<食料が買えなかつたこと>



<衣服が買えなかつたこと>



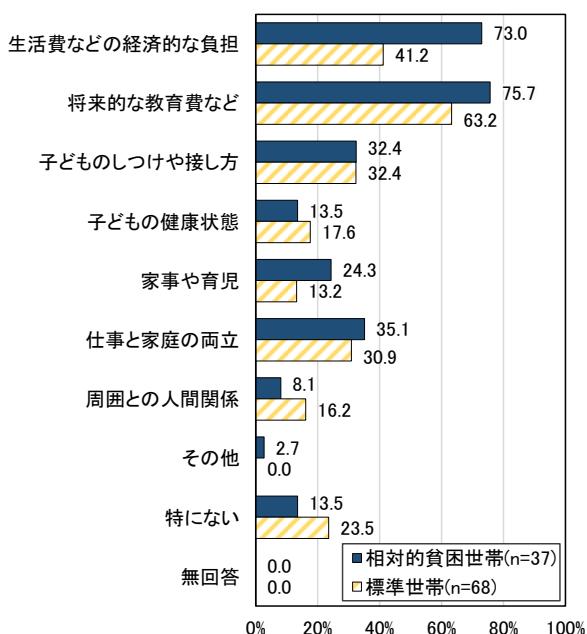
<公共料金の未払い>



③ 子育てについての心配や悩みごと

- 相対的貧困世帯では「将来的な教育費など」が75.7%と最も高く、次いで、「生活費などの経済的な負担」(73.0%)、「仕事と家庭の両立」(75.0%)となっています。
- 標準世帯では「将来的な教育費」が63.2%と最も高く、次いで、「生活費などの経済的な負担」(41.2%)、「子どものしつけや接し方」(32.4%)となってています。

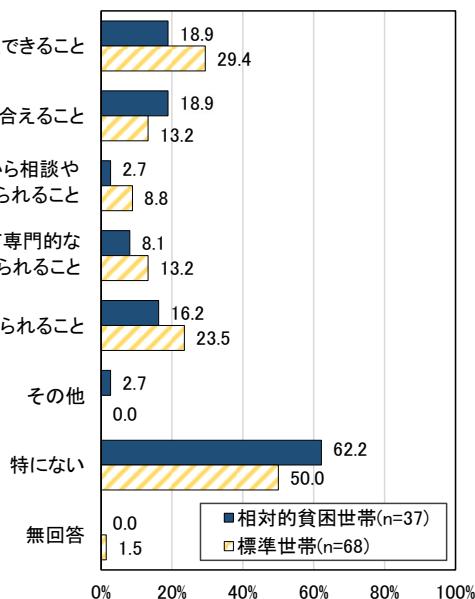
＜子育てについての心配や悩みごと＞



④ 現在または将来的にあつたらよいと思う支援

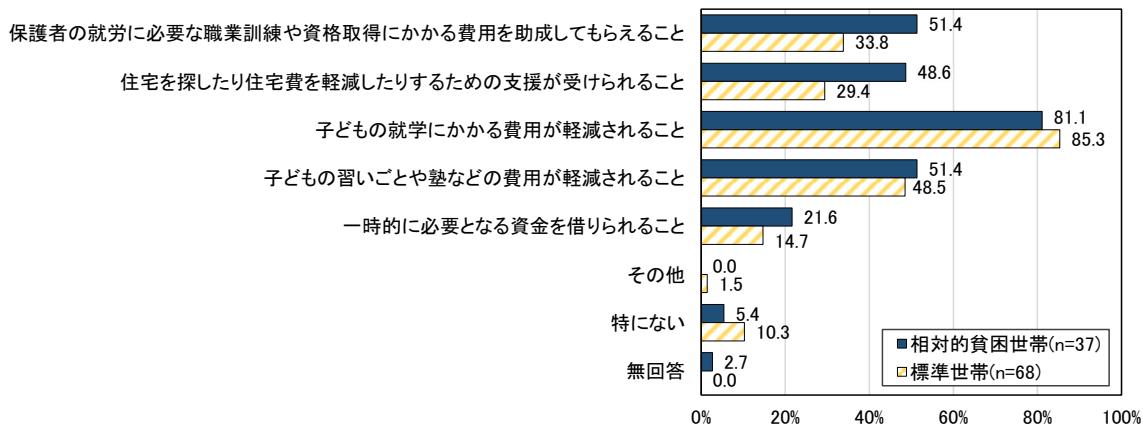
- 相対的貧困世帯では、相談支援について最も高いのは「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」「同じような悩みを持った人同士で知り合えること」(18.9%)となっています。
- 標準世帯では、相談支援について最も高いのは「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」が29.4%、次いで、「就労のための相談や情報提供が受けられるここと」(23.5%)となっています。

＜現在または将来あつたらよいと思う相談支援＞



- 経済的支援について、相対的貧困世帯と標準世帯で「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高くなっています。

<現在または将来あったらよいと思う経済的支援>

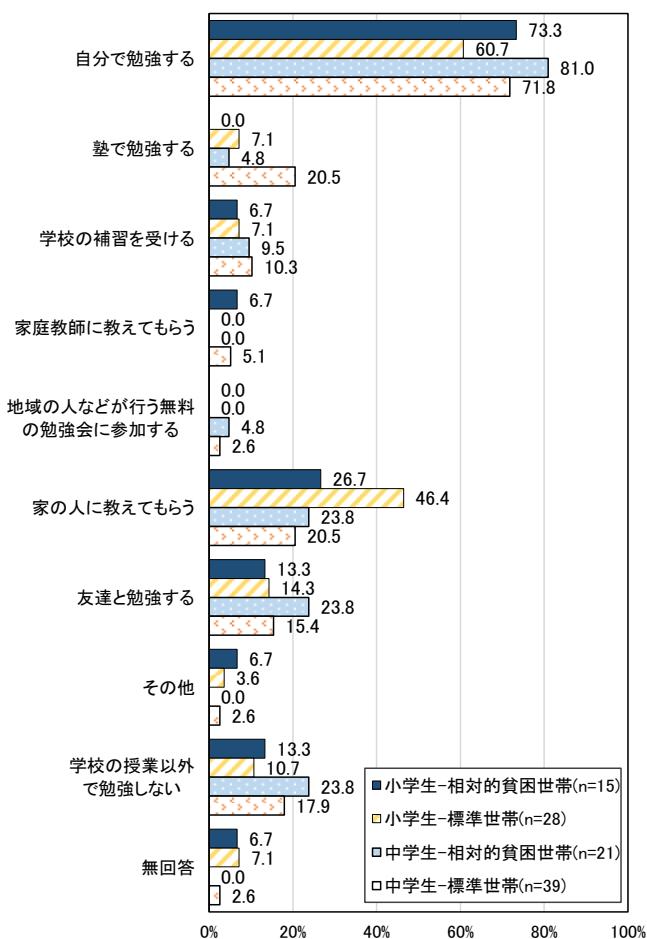


2) - 2 小学生・中学生

① 授業以外の勉強の状況

- 「塾で勉強する」という小学生は、標準世帯の児童で7.1%の回答がありましたが、相対的貧困世帯の児童では回答がありませんでした。
- 「塾で勉強する」という中学生は相対的貧困世帯の生徒で4.8%となっており、標準世帯の生徒より15.7ポイント低くなっています。

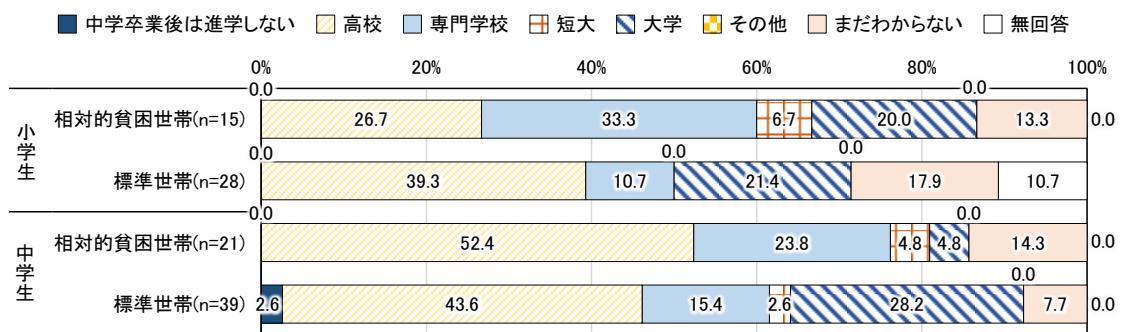
<授業以外の勉強の状況>



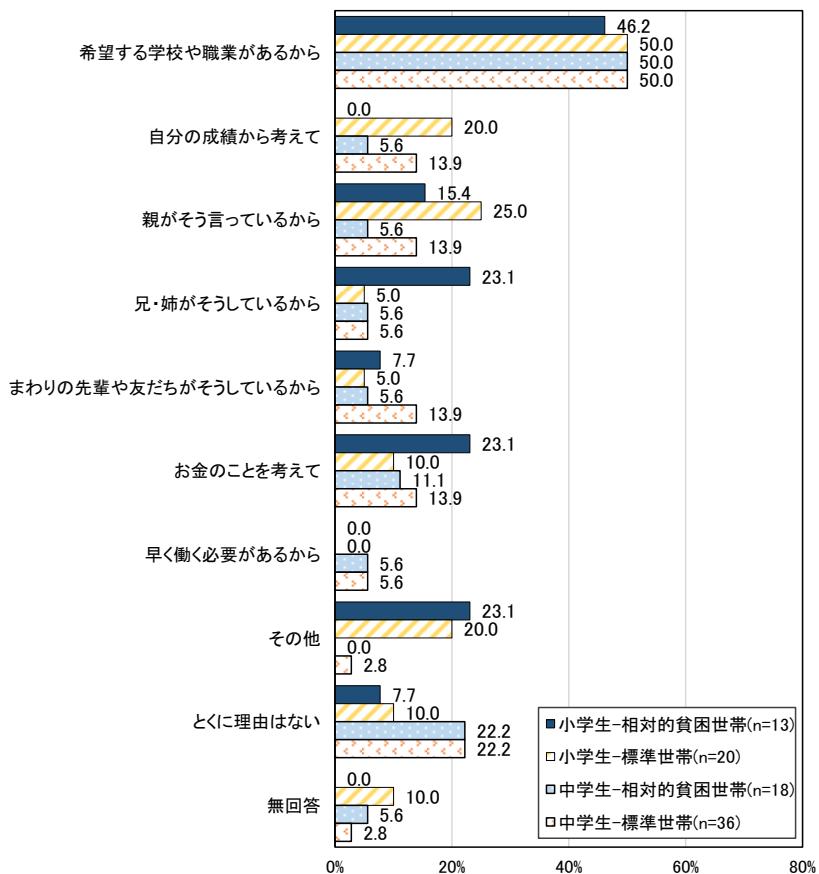
② 進学先の希望と理由

- 小学生の標準世帯の児童では「高校」が39.3%と最も高く、相対的貧困世帯の児童では「専門学校」が33.3%と最も高くなっています。理由は、「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっています。
- 中学生では、標準世帯と相対的貧困世帯がともに「高校」までが最も高くなっています。理由は、「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっています。

<進学先の希望>



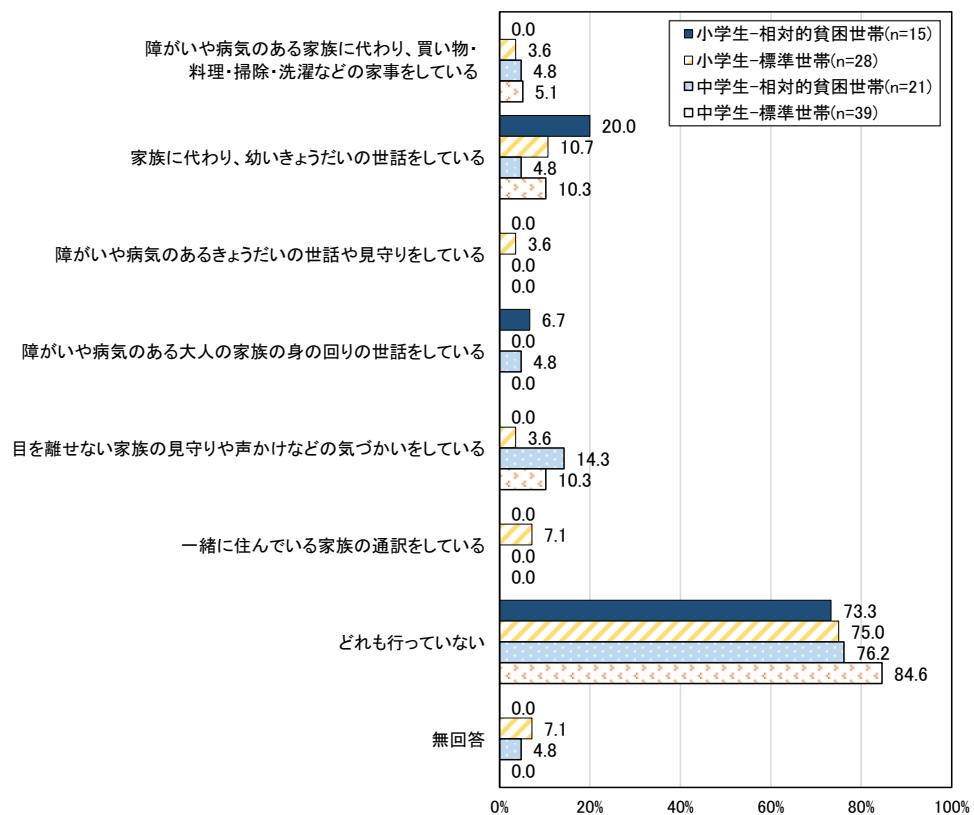
<進学先を選択した理由>



③ 家族の大人の代わりに行っていること

- 小学生の児童で何らかの家事を行っていると回答した割合は、標準世帯の児童で 17.9%、相対的貧困世帯の児童で 26.7%となっています。行っている家事の内容は、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」と回答した割合が最も高く、標準世帯の児童で 10.7%、相対的貧困世帯の児童で 20.0%となっています。
- 中学生の生徒で何らかの家事を行っている割合は、標準世帯の生徒で 15.4%、相対的貧困世帯の生徒では 19.0%となっています。行っている家事の内容は、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」が標準世帯で 10.3%、相対的貧困世帯で 14.3%となっています。

＜家族の大人の代わりに行っていること＞



3 第2期計画の実施状況と評価

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況と評価

第2期計画では3つの施策を定めています。それに基づく取組や事業について、町の担当課や関係課がそれぞれ内部評価を行い、第2期計画の評価検証を行いました。

1) 第2期計画の施策の評価（総括表）

＜第2期計画の施策の評価（総括表）＞

| | 施策 | 達成度 | 施策評価 |
|---|--|------|------|
| 1 | 母子保健事業を中心とした切れ目のない支援体制の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の栄養指導 ・妊娠婦・新生児等訪問指導 ・妊娠期からのケア・サポート事業 ・乳児全戸訪問事業 ・こころの相談事業 ・養育支援訪問事業 ・母子健康手帳交付 ・乳幼児健康診査 ・子育てや家族の悩み相談窓口 ・子育て世帯包括支援センター事業 | 91.9 | A |
| 2 | 地域における子育ての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室(※) ・学びっこ教室(※) ・ブックスタート事業 ・0～2歳保育料無償化 ・3～5歳児の副食の助成 ・幼児教育・保育の質の向上 <p>※ 教室については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度～令和4年度までは事業の中止や縮小により対応した。</p> | 76.1 | A |
| 3 | 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭に対する支援の推進 ・障害発達に支援が必要な児童への対策の充実 ・子どもの貧困対策の推進 | 84.8 | A |

| 平均達成度 | 評価 | 評価結果 |
|--------|----|-----------------|
| 101%以上 | S | 計画内容以上の取り組みができた |
| 76%以上 | A | 達成 |
| 51%以上 | B | やや未達成 |
| 26%以上 | C | 未達成 |
| 26%未満 | D | 該当なし他 |

2) 第2期計画の実施状況

| 基本施策（1）母子保健事業を中心とした切れ目のない支援体制の展開 | |
|--|--|
| 取り組みの状況 | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児の健やかな成長発達を促すため、管理栄養士が面談や電話、訪問を通して、栄養指導を行い、支援につなげました。○ ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握した妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行いました。○ 健康や生活に課題を抱える妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行いました。○ 乳児のいる全ての家庭に保健師、管理栄養士、保育士などで訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児および保護者の心身の状況および養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行いました。○ 児童・妊産婦、その他こころの悩みのある39歳以下を対象に、年に6回、臨床心理士による個別相談を実施しました。○ 発達の支援が必要な乳幼児に対して継続的な支援を行うとともに、子ども発達相談事業などにつなぎました。 | |
| 今後の課題 | |
| <ul style="list-style-type: none">◊ 母子保健事業をより適かつ効果的に実施するためには、母子保健に従事する関係者が継続して資質向上に努めることが必要です。特に、直接住民と接し、妊産婦や乳幼児の相談・健康診断に携わる保健師や栄養士は、タイムリーな母子保健情報を見出すことが求められます。そのため、母子保健に対するニーズの変化を踏まえ、育児不安や虐待、発達障がい、心の問題等、多様化する課題に的確に対応できる人材を育成することが必要です。 | |

| 基本施策（2）地域における子育ての支援 | |
|---|--|
| 取り組みの状況 | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 町独自の事業として、①0～2歳児の全ての対象児童の保育料無償化、②3～5歳児の全ての対象児童の副食費分を助成することで、子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図ることができました。○ 福岡県障害児等療育支援事業により、アドバイザーが保育所（園）を訪問し、園児の様子等についてアドバイスをしました。また、支援が必要な子どもの対応について関係機関と定期的に会議を行いました。○ 放課後子ども教室を開催し、子どもの居場所づくりに取り組みました。○ 学びっこ教室を開催し、放課後等に学習支援を実施しました。 | |
| 今後の課題 | |
| <ul style="list-style-type: none">◊ 子どもたちの生きる力を育むため、学校と地域の連携・協働を一層進めていくことが重要です。 | |

基本施策（3）要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

取り組みの状況

- 児童虐待防止推進グッズ（エコバッグ、ウエットティッシュ、パンフレット）をイベント時等に配布し、児童虐待防止の啓発を行いました。
- ひとり親家庭に対し、エンジェルソーター事業の実施に向け、相談対応できる支援体制を整備しました。
- 就学支援や養育費相談等について、広報誌でお知らせしました。
- 保健センターで、臨床心理士や言語聴覚士による、子ども発育相談を実施しました。そのなかで、乳幼児の発達特性を踏まえた育児助言や保護者の心理的フォローなど、保護者の育児不安の軽減や乳幼児の健やかな成長発達につながる支援に取り組みました。

今後の課題

- ◊ 要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関との連携や協力の推進を一層強化する必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

第2期計画期間では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、以下の13事業を掲げていました。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 一時預かり事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
6. ファミリー・サポート・センター事業
7. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
8. 延長保育事業
9. 病児・病後児保育事業
10. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
11. 妊婦健康診査事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容および第2期計画策定時における量の見込数と利用実績は以下の通りです。

1) 利用者支援事業

▼ 事業概要

子どもとその保護者、または、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼ 実施状況および課題

川崎町役場健康づくり課が窓口となり実施しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績（基本型・特定型）単位：箇所数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 第2期計画期間における見込量と実績（母子保健型）単位：箇所数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2) 地域子育て支援拠点事業

▼ 事業概要

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼ 実施状況および課題

川崎町子育て支援センター1か所で実施しています。利用実績は、令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、令和4年度から徐々に回復傾向にあります。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：利用延べ人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 1,244 | 1,215 | 950 | 916 | 879 |
| 実績値 | 1,079 | 766 | 1,390 | 2,264 | |

3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

▼ 事業概要

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

▼ 実施状況および課題

令和5年度まで川崎幼稚園において事業を実施してきましたが、令和5年度に閉園したため、令和6年度からは認定こども園「川崎町立ひまわりこども園」で事業を実施しています。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：延べ利用人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 489 | 453 | 1,320 | 660 | 0 |
| 実績値 | 743 | 1,358 | 1,533 | 770 | |

②保育所における一時預かり保育事業

▼ 事業概要

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

▼ 実施状況および課題

令和3年度までは見込人数を実績値が大きく下回っていましたが、令和4年度に見込人数を修正してからは大きな乖離はありません。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：延べ利用人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 3,276 | 3,113 | 20 | 20 | 20 |
| 実績値 | 71 | 22 | 5 | 3 | |

4) 乳児家庭全戸訪問事業

▼ 事業概要

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児および保護者の心身の状況および養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

▼ 実施状況および課題

令和4年度に、見込人数を実績値が上回りましたが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：延べ利用人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 101 | 97 | 80 | 80 | 80 |
| 実績値 | 90 | 80 | 85 | 57 | |

5) 養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

▼ 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や助産師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

▼ 実施状況および課題

令和4年度に、量の見込みを実績値が上回りましたが、対応可能な提供体制は確保でています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延べ訪問回数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 149 | 142 | 138 | 135 | 131 |
| 実 緒 値 | 149 | 142 | 151 | 135 | |

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

▼ 事業概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関構成員および関係機関職員の専門性強化を図るための取り組みを実施する事業です。

▼ 実施状況および課題

要保護件数は、平成30年度と令和5年度を比較すると、世帯数・人数ともに減少しています。

要支援件数は、平成30年度と令和5年度を比較すると、世帯数・人数ともに増加しています。

■ 要保護児童・要支援児童の支援状況

| | 要保護件数 | | | | 要支援件数 | | | |
|----|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 世帯数 | | 人数 | | 世帯数 | | 人数 | |
| | H30 年度 | R5 年度 | H30 年度 | R5 年度 | H30 年度 | R5 年度 | H30 年度 | R5 年度 |
| 新規 | 4 | 1 | 5 | 1 | 1 | 10 | 3 | 30 |
| 継続 | 22 | 11 | 82 | 27 | 12 | 45 | 26 | 128 |
| 合計 | 26 | 12 | 87 | 28 | 13 | 55 | 29 | 158 |

6) ファミリー・サポート・センター事業

▼ 事業概要

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

▼ 実施状況および課題

本町では、令和6年度まで該当者がおらず、第2期計画期間中は実施していません。

7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼ 事業概要

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

▼ 実施状況および課題

本町では、令和6年度まで該当者がおらず、第2期計画期間中は実施していません。

8) 延長保育事業

▼ 事業概要

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

▼ 実施状況および課題

各年度において見込人数を実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：実人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 111 | 105 | 200 | 200 | 200 |
| 実 繢 値 | 219 | 198 | 242 | 232 | |

9) 病児・病後児保育事業

▼ 事業概要

保護者が就労等の理由によりお子さんを家庭で保育できない、病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

▼ 実施状況および課題

田川市病児病後児保育室で実施しています。令和3年度までは見込人数を実績値が大きく下回っていましたが、令和4年度に見込人数を修正してからは大きな乖離はありません。また、令和4年度と令和5年度において見込人数を実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：延べ利用人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 621 | 590 | 10 | 10 | 10 |
| 実績値 | 2 | 0 | 30 | 15 | △ |

10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼ 事業概要

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

▼ 実施状況および課題

各年度において見込人数と実績値に大きな乖離はなく、全てのニーズ量を満たすことができています。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：実人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 250 | 250 | 230 | 230 | 230 |
| 実績値 | 179 | 197 | 185 | 181 | △ |

11) 妊婦健康診査事業

▼ 事業概要

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼ 実施状況および課題

各年度において実績値が見込人数を大きく下回って推移しており、減少傾向にあります。

■ 第2期計画期間における見込人数と実績

単位：延べ利用人数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込人数 | 2,072 | 1,988 | 1,918 | 1,848 | 1,764 |
| 実績値 | 1,039 | 919 | 820 | 680 | |

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

▼ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▼ 事業概要

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

(3) 子どもの未来応援計画の実施状況と評価

子どもの未来応援計画では4つの基本目標と14の施策を定めています。それに基づく取組や事業について、町の担当課や関係課がそれぞれ内部評価を行い、子どもの未来応援計画の評価検証を行いました。

1) 子どもの未来応援計画の施策の評価（総括表）

＜子どもの未来応援計画の施策の評価（総括表）＞

| 柱 | 施策 | 達成度 | 施策評価 | 柱評価 |
|---------|----------------------------|--------|------|-----|
| 1 教育支援 | 1 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上 | 96.0% | A | B |
| | 2 就学支援の充実 | 88.0% | A | |
| | 3 大学等進学に対する教育機会の提供 | 44.0% | C | |
| | 4 子どもたちへの学習支援 | 74.8% | B | |
| | 5 その他の教育支援 | 63.9% | B | |
| 2 生活支援 | 1 保護者の生活支援 | 63.0% | B | B |
| | 2 子どもの生活支援 | 88.0% | A | |
| | 3 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 | 88.3% | A | |
| | 4 その他の生活支援 | 50.0% | C | |
| 3 就労支援 | 1 保護者に対する就労支援 | 63.0% | B | B |
| 4 経済的支援 | 1 子育て世帯への経済的支援 | 97.0% | A | A |
| | 2 ひとり親家庭への経済的支援 | 100.0% | A | |
| | 3 障がいのある児童を養育している世帯への経済的支援 | 100.0% | A | |
| | 4 生活に困難を抱える世帯への経済的支援 | 90.0% | A | |

| 平均達成度 | 評価 | 評価結果 |
|--------|----|-----------------|
| 101%以上 | S | 計画内容以上の取り組みができた |
| 76%以上 | A | 達成 |
| 51%以上 | B | やや未達成 |
| 26%以上 | C | 未達成 |
| 26%未満 | D | 該当なし他 |

2) 子どもの未来応援計画の実施状況

| 基本目標1 教育支援 |
|--|
| 取り組みの状況 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 町独自の事業として、0～2歳児の全ての対象児童の保育料を無償化し、子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図ることができました。○ 就学援助については、申請者の審査を行い、認定した人に援助費を支給しました。また、就学援助制度について就学時健診の際や広報紙で周知を行いました。○ 給付型奨学生について、川崎町奨学生選考審議会で対象者を選考し、年4回に分けて給付しました。また、ホームページや広報紙で事業の周知を行いました。○ 小学校1～2年生を対象とした「学びっこ教室（学習支援）」、小学校3～6年生を対象とした「チャレンジ教室（学習支援）」を放課後に実施しました。○ 小学4年生に対し、福岡県立大学生、教員OB、明蓬館高等学校教員が講師となり、「土曜の風（無料学習塾）」を実施しました。○ 中学校の放課後に、教員や福岡県立大学生、教員OB、明蓬館高等学校教員、塾講師等が講師となり、放課後学習を実施しました。○ 全ての小・中学生へドリル等の補助教材を支給しました。 |
| 今後の課題 |
| <ul style="list-style-type: none">◊ 小中学校の学習支援事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止を余儀なくされる期間がありました。今後、学校と地域の連携・協働による学習支援を一層充実させ、子どもの学習意欲向上や確かな学力の定着を図る必要があります。 |

| 基本目標2 生活支援 |
|---|
| 取り組みの状況 |
| <ul style="list-style-type: none">○ ひとり親家庭に対し、エンジェルソポーター事業の実施に向け、相談対応できる支援体制を整備しました。○ 乳幼児の健やかな成長発達を促すため、管理栄養士や保健師が面談や電話、訪問を通して、栄養指導や保健指導を行い、支援につなげています。○ 妊婦に対し体調の確認や病院との連携による支援を行い、産後も引き続き子育てなどの不安や悩みの傾聴など、相談支援を行いました。○ 令和4年度から子ども発育相談事業は、保健センターの子ども発達相談事業として実施しています。○ 要保護児童等の適切な保護を図るために関係機関との情報交換や連携を適切な時期に行いました。 |
| 今後の課題 |
| <ul style="list-style-type: none">◊ 福岡県と連携した相談体制や経済的支援のあり方について検討する必要があります。 |

基本目標3 就労支援

取り組みの状況

- 福岡県ひとり親サポートセンター（飯塚ブランチ）による就労支援事業について、広報誌への掲載や窓口配架、ひとり親家庭に通知するなど周知しました。

今後の課題

- ◊ 引き続き、福岡県ひとり親サポートセンター（飯塚ブランチ）による就労支援事業について周知するとともに、国や県と連携しながら、相談体制や就労支援を充実する必要があります。

基本目標4 経済的支援

取り組みの状況

- 中学校3年生までの子どもにかかる健康保険が適用される医療費の負担額全額を助成しました。
- 母子・父子・父母がいない・父母が重度障がいの家庭の児童が18歳になる年度末まで、健康保険が適用される医療費の一部を助成しました。
- 養育のため病院または診療所に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行いました。
- 田川市病児病後児保育室「ひまわり」を利用する保護者に「田川市病児病後児保育室医師連絡票」の作成料を助成しました。
- 妊婦の風しん感染、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、抗体価が低いことが判明した人に予防接種費用の助成を行いました。
- 身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと後遺症が残る可能性がある病気につかっている18歳未満のお子さんが、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときに、医療費を助成できる体制を整備しました。
- 生活困窮者自立支援法に基づく各事業を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の特例貸付終了後、償還困難者や低所得世帯による相談件数が増加しましたが、それぞれの家庭に寄り添いながら支援を行いました。
- 進学を希望する低所得者世帯への教育支援資金貸付制度周知のため学校と連携し、中学校3年生の全ての保護者へ案内文書を配布しました。

今後の課題

- ◊ 引き続き、現金給付、現物給付など様々な支援を組み合わせて支援の効果を高めるとともに、支援が届きにくい子ども・家庭へのアウトリーチ型支援の強化や様々な課題や個別ニーズに対するきめ細かな支援を行うことが求められます。

4 子どもと家庭を取り巻く課題の整理

基礎的な統計資料や各種調査、第2期計画の実施状況等から、本町の子ども・子育て支援の主要な課題を次のように整理します。

課題1 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

本町の地域子育て支援拠点事業における利用者数は増加傾向にあり、子どもの生活状況調査からは、子どものしつけや接し方などに悩む保護者がみられます。子育て当事者が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一層充実していく必要があります。

また、女性の労働力率は上昇しています。一方で、父親の育児休業の取得率は依然として低い状況です。町民の希望する子育てを可能としつつ、働く意欲をもつ人が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会をつくる必要があります。そのためには男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりや、家庭・地域で子どもを育む環境づくりに取り組む必要があります。

課題2 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

児童虐待の相談対応件数は全国的に増加しており、本町においても関係機関が連携し児童虐待の防止に向けた体制を強化するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む必要があります。また、障がいのある子どもやひとり親家庭などの配慮が必要な子どもや家庭が身近な地域で安心して暮らすことができるよう支援の充実を図ることが必要です。

課題3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・子育て支援事業計画調査からは、子育てをする中で有効だと感じる支援として、子どもを対象にした犯罪・事故の軽減、子育てしやすいまち・住環境の整備が求められています。交通安全や防犯に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進する必要があります。また、子育て世帯が安心して生活できる住環境やバリアフリー施設等の整備を進めていく必要があります。

課題4 未来を切り開く子どもを育成するための環境づくり

子どもの未来応援計画調査の結果によると、本町における子どもの貧困率は 32.7%と高く、また生活費や将来の教育費などの経済的負担に悩む保護者が多くみられます。貧困や経済的な不安等の様々な困難を抱える子どもとその家庭への支援は、子どもの未来を切り開くために不可欠です。子どもの貧困の解消に向けた対策が一層求められます。

第3章

計画の基本的な方向

1 基本理念

第2期計画では、『川崎町に生まれて・住んでよかったと感じられるような子育てしやすいまちづくり』を基本理念として、子どもや子育て家庭に寄り添った支援を行ってきました。本計画においてもこの考え方や視点を継承するとともに、「川崎町子どもの権利条例」や「第6次川崎町総合計画」、「川崎町子どもの未来応援計画」の考え方を踏まえ、本計画の基本理念を設定します。

第6次川崎町総合計画の子ども・子育てに関する考え方

まちの将来像 『ReBorn! 川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ』

基本目標 人を育む

◆施策：出産や子育て支援の充実

川崎町子どもの未来応援計画の考え方

基本理念 『すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたけるまちをめざして』

基本理念の考え方

川崎町に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、全ての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していくまちの実現をめざす。

第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画 基本理念

子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、
住み続けたいと感じられるまち

2 基本目標

前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を4つ設定します。

基本目標1 子どもを安心して産み育てることができる支援の推進

子どもが心身ともに健やかに成長していくよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期において切れ目のない一貫した母子の健康づくりを推進します。また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めています。

基本目標2 子どもやその家庭を支える環境づくり

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるとともに、生きる力を育む教育を推進します。

また、要保護児童等への対応やきめ細やかな取り組みを推進します。

基本目標3 安全・安心な環境づくり

子どもを交通事故や犯罪等から守り、地域全体で安心して子育てできる環境をつくります。

基本目標4 子どもの貧困対策の推進（子どもの未来応援計画）

全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ち成長していくよう、子どもの貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた支援を行います。

3 計画の体系

基本理念

子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、
住み続けたいと感じられるまち

基本目標

目標 1

子どもを安心して
産み育てることが
できる支援の推進

基本施策

1. 地域における子育ての支援
2. 母子等の健康確保および増進
3. 職業生活と家庭生活との両立の推進

目標 2

子どもやその家庭
を支える環境づくり

1. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
2. 支援が必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

目標 3

安全・安心な環境づくり

1. 子育てを支援する生活環境の整備
2. 子ども等の安全の確保

目標 4

子どもの貧困対策
の推進

(子どもの未来応援計画)

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者の就労支援
4. 経済的支援



第4章

施策の展開

基本目標1 子どもを安心して産み育てることができる支援の推進

(1) 地域における子育ての支援

地域の中で子どもと子育て家庭が支えられるように、地域ぐるみで子育て・子育ちに取り組める環境整備を推進します。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|--------------|--|-------|
| 1 | 幼児教育・保育の質の向上 | 保育教諭や保育士等に対する研修等を行い、質の高い教育・保育の充実を図っています。また、認定こども園を開園したことにより、多種多様な子育て家庭のニーズに応え、保育等の質の向上を図っています。 | 福祉課 |
| 2 | 放課後子ども教室 | 福岡県が推進する「地域学校協働活動事業」を活用して地域ぐるみで子どもを育て、子どもの居場所づくりや様々な体験活動を行っています。 | 社会教育課 |
| 3 | 学びっこ教室 | 各小学校の放課後に、保護者、地域の方による学習支援を実施しています。 | 社会教育課 |
| 4 | ブックスタート事業 | 子育てに絵本を取り入れるきっかけをつくるため、一人一人の赤ちゃんに絵本を提供しています。 | 社会教育課 |

(2) 母子等の健康確保および増進

母子の健康保持・増進を図るため、母子の疾病予防や健康づくり等の取り組みの充実に努めるとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、相談支援の充実を図り、妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消に努めます。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|-----------------|---|--------|
| 1 | 妊娠期からのケア・サポート事業 | 健康や生活等の不安を抱える妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 2 | 妊産婦・新生児等訪問指導 | ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握した妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行っています。 | 健康づくり課 |
| 3 | 乳幼児期の栄養指導 | 乳幼児の健やかな成長を促すため、管理栄養士が面談や電話、訪問を行い、栄養指導を行っています。 | 健康づくり課 |

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|---------------|---|--------|
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月末満の乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師と子育て支援係の職員が訪問し、子育て支援を行っています。また訪問時に、全ての母親を対象に産後うつスクリーニングを実施し、必要に応じて適切な支援につないでいます。 | 健康づくり課 |
| 5 | 母子健康手帳交付 | 妊婦届出により、母子健康手帳を交付するときには、育児等に不安を抱える保護者に対し、専門職が個別に面談を行い、安心して子どもを産み育てられるよう支援しています。 | 健康づくり課 |
| 6 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育および子育て環境の問題を早期に発見し、適切な支援を行うため、乳幼児健康診査を実施しています。 | 健康づくり課 |
| 7 | 養育支援訪問事業 | 特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、訪問を行い相談対応や支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 8 | こころの相談事業 | 児童・妊産婦、その他こころの悩みを抱える39歳以下を対象に、年に6回、日時予約制にて臨床心理士による個別相談を実施しています。 | 健康づくり課 |
| 9 | 子育てや家族の悩み相談窓口 | 乳幼児健康診査等の結果、発達に課題のある乳幼児について、保健、福祉、教育、医療等の連携のもと適切な発達支援を行っています。また、育児不安を抱える保護者に対し、それぞれの乳幼児の発達特性を踏まえた助言や心理的フォローを個別に行っていきます。 | 健康づくり課 |
| 10 | こども家庭センター事業 | 母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行っています。 | 健康づくり課 |

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方等についての啓発を行います。また、多様な就労の状況に応じた保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立を推進します。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|--------------------------------------|---|------|
| 1 | 保育サービス等の充実 | 延長保育、一時保育事業、病児・病後児保育等、保育サービスの充実を図ります。また、こども誰でも通園制度の実施を検討します。 | 福祉課 |
| 2 | 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設を利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行っています。 | 福祉課 |

【県の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------------|--|-------------------|
| 1 | 福岡県ママと女性の就業支援センター | 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。 | 福岡県ママと女性の就業支援センター |

【国の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|----------|---|-----------------------|
| 1 | 両立支援等助成金 | 働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して助成金が支給されます。 | 福岡県労働局 雇用環境・均等部企画課 |
| 2 | 育児休業給付金 | 子の出生直後の一定期間以内（男性：子の出生後8週間以内、女性：産後休業後8週間以内）に、両親ともに育児休業を14日以上取得した場合、手取りの10割相当が28日間まで支給されます。 | ハローワーク 田川 |

基本目標2 子どもやその家庭を支える環境づくり

(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの生きる力を育むため、学校教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が連携・協力して子どもの心身の成長を促す教育環境を整備・推進します。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|------------------------|---|--------------|
| 1 | 学力向上の推進 | 「学びっこ教室」「土曜の風（無料学習塾）」「チャレンジ教室」を実施しています。 | 社会教育課 教務課 |
| 2 | 学校における道徳教育の推進 | 自己の生き方を考え、主体的に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養う教育を推進しています。 | 教務課 |
| 3 | 体力向上の推進 | 体育の授業を充実するとともに「スポコン広場」を実施し、たくましく生きるための体力を育てています。 | 社会教育課 教務課 |
| 4 | 学校における保健授業の充実 | 学校において喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育を実施しています。 | 教務課 |
| 5 | コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を推進しています。 | 教務課 |
| 6 | 幼児教育・保育と小学校との円滑な接続の推進 | 小学校就学への円滑な移行が行えるよう、認定こども園・保育所（園）および小学校職員の共通理解を図り、一貫した指導を推進しているほか、職員の交流などを通じて、認定こども園・保育所（園）と小学校との連携を推進しています。 | 福祉課 教務課 |
| 7 | 幼児教育・保育の質の向上 | 保育教諭や保育士等に対する研修等を行い、質の高い教育・保育の充実を図っています。また、認定こども園を開園したことにより、多種多様な子育て家庭のニーズに応え、保育等の質の向上を図っています。 | 福祉課 |
| 8 | 地域子育て支援センター | 子育て支援センターにおいて子育てに関する講座の開催、子育てに関する悩みの相談等を行い、家庭教育を支援しています。また、親子のふれあいと遊び場の提供、地域支援活動等を通して、地域の教育力の向上を図ります。 | 健康づくり課 |
| 9 | 情報モラル教育 | インターネット等の特性を理解し、適切に活用するため、有害情報対策やネットトラブルの対処法などを中心とした情報モラル教育を推進しています。 | 教務課 |

(2) 支援が必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

子ども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、こども基本法や子どもの権利条約、川崎町子どもの権利条例の趣旨や内容について、広く周知し、社会全体で共有を図ります。また、支援や配慮が必要な子どもおよびその家庭に対して、適切な支援を行います。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|-----------------|---|---------------|
| 1 | 子どもの権利の周知 | 「こども基本法」「子どもの権利条約」「川崎町子どもの権利条例」について、広報かわさきへの掲載等を通じて、子ども自身への周知とともに町民への周知を行います。 | 健康づくり課 |
| 2 | 家庭支援事業 | 子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等の実施を検討します。 | 健康づくり課 |
| 3 | 児童虐待防止対策 | 児童虐待防止対策として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を一層図ります。 | 健康づくり課 |
| 4 | ひとり親家庭に対する支援の推進 | ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立できるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。 | 健康づくり課 福祉課 |
| 5 | 障がい児相談支援 | 障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援しています。 | 福祉課 |
| 6 | 保育所等訪問支援 | 障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行っています。 | 福祉課 |
| 7 | 放課後等デイサービス | 学校に通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のため訓練を行うとともに、放課後等の居場所を提供しています。 | 福祉課 |

基本目標3 安全・安心な環境づくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して生活できるよう、道路の安全点検や公共施設等のバリアフリー化に取り組み、子育てにやさしいまちづくりを推進します。また、ひとり親家庭の方を対象とした県営住宅の優遇制度について周知します。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|--------------------------|---|-----------------------|
| 1 | 県営住宅の優遇措置 | 住居にお困りのひとり親家庭の方を対象とした県営住宅の優遇制度について周知します。 | 住宅環境課 |
| 2 | 川崎町通学路交通安全プログラム | 関係機関で構成する川崎町通学路安全推進会議において、町内通学路の危険箇所等に関して、合同点検および対策について協議・検討しています。 | 教務課 |
| 3 | 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 | 新たに整備を図る公共施設については、乳幼児を連れて利用できるよう、トイレ等について改善を進めています。また、既存の公共施設については、施設の増改築および改修を考慮しながら改善を進めています。 | 教務課 住宅環境課 社会教育課 |
| 4 | 「あんあんネットふくおか」の周知 | 県内の地域防犯活動団体を紹介し、「ふっけい安心メール」(福岡県警察メール配信システム)で事件・不審者情報などの地域の安全に関する情報を提供する当サイトを周知します。 | 防災管財課 |

(2) 子ども等の安全の確保

子どもたちの安全を確保するため、警察や関係機関等と連携し、安全対策を推進します。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|--------|---|------|
| 1 | 交通安全教室 | 警察や交通安全協会と連携し、児童・生徒を対象とした参加・体験型の交通安全教育を推進しています。 | 教務課 |

【関係機関の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------------|---------------------------------------|----------|
| 1 | チャイルドシートの無料貸し出し事業 | 川崎交通安全協会によるチャイルドシートの無料貸し出し事業を実施しています。 | 川崎交通安全協会 |

基本目標4 子どもの貧困対策の推進（子どもの未来応援計画）

（1）教育の支援

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育に関する各種支援を行います。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|--------------|--|-------|
| 1 | 0～2歳児保育料無償化 | 国が実施する保育料無償化では、所得の制限がありますが、町独自で全ての児童の保育料を無償化しています。 | 福祉課 |
| 2 | 3～5歳児の副食費の助成 | 国の保育料無償化に伴い、自己負担となった副食費分を町独自で助成しています。 | 福祉課 |
| 3 | 幼児教育・保育の質の向上 | 保育教諭や保育士等に対する研修等を行い、質の高い教育・保育の充実を図っています。また、認定こども園を開園したことにより、多種多様な子育て家庭のニーズに応え、保育等の質の向上を図っています。 | 福祉課 |
| 4 | 就学援助制度 | 川崎町立の小中学校就学児童・生徒のうち生活困難な家庭に対して、学用品費や給食費などの援助を行っています。 | 教務課 |
| 5 | 給付型奨学金 | 大学等へ進学する人で、学業成績優秀であり且つ生計の苦しい人を優先に、町が奨学金を給付しています。 | 教務課 |
| 6 | 学習補助教材支給 | 小中学生にドリル等の補助教材を支給し、学習支援・経済的支援を行っています。 | 教務課 |
| 7 | 就学相談 | 障がいのあるお子さんや発達が気になるお子さんの就学について、就学相談を行っています。 | 教務課 |
| 8 | 学びっこ教室 | 各小学校の放課後に、保護者、地域の方による学習支援を実施しています。 | 社会教育課 |
| 9 | 土曜の風 | 小中学生を対象に、福岡県立大学生等が講師となり、基礎学力の定着を目的とした無料学習塾を実施しています。 | 教務課 |
| 10 | チャレンジ教室 | 各小学校において、教員や地域の方による学習支援を実施しています。 | 教務課 |
| 11 | 放課後子ども教室 | 福岡県が推進する「地域学校協働活動事業」を活用して地域ぐるみで子どもを育て、子どもの居場所づくりや様々な体験活動を行っています。 | 社会教育課 |

【国の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|------------|--|---|
| 1 | 高等学校等就学支援金 | 高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約 910 万円未満の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約 590 万円未満の世帯に対しては、就学支援金を加算して支給します。 | 公立：福岡県教育庁教育総務部財務課 私立：福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課 |
| 2 | 高校生等奨学給付金 | 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。 | |
| 3 | 進学・就職準備給付金 | 生活保護世帯の子どもが大学や短大、専門学校に進学する際、自宅で親と同居する場合は 10 万円、親元を離れる学生には 30 万円が支給されます。 | 田川保健福祉事務所 |

(2) 生活の支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。また、育児に不安や課題を抱える家庭に対する支援を行い、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|-----------------|--|--------|
| 1 | 妊娠期からのケア・サポート事業 | 健康や生活等の不安を抱える妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 2 | 産前・産後サポート事業 | 妊娠・出産、子育て等の不安や悩みを抱える人に、専門職等が相談支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 3 | 産後ケア事業 | 出産後、育児や体調に不安があり、家族等から支援を受けることが難しい方を対象に、産科の医療機関や助産院などで支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 4 | 妊産婦・新生児等訪問指導 | ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握した妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行っています。 | 健康づくり課 |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に、第1子目は保健師と子育て支援係の職員、第2子目以降は保健師と管理栄養士等が訪問し子育て支援を行っています。また訪問時に、全ての母親を対象に産後うつスクリーニングを実施し、必要に応じて適切な支援につなげています。 | 健康づくり課 |

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|---------------------|---|-------------------|
| 6 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育および子育て環境の問題を早期に発見し、適切な支援を行うため、乳幼児健康診査を実施しています。 | 健康づくり課 |
| 7 | 乳幼児期の栄養指導 | 乳幼児の健やかな成長を促すため、管理栄養士が面談や電話、訪問を行い、栄養指導を行っています。 | 健康づくり課 |
| 8 | 乳幼児期の保健指導 | 乳幼児の健やかな成長発達を促すため、保健師が面談や電話、訪問を行い、保健指導を行っています。 | 健康づくり課 |
| 9 | 子ども発達相談事業 (ひまわり) | 子どもの行動や発達等において専門家が相談対応を行い、健やかな子どもの成長発達を促しています。 | 健康づくり課 |
| 10 | 養育支援訪問事業 | 特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、訪問を行い相談対応や支援を行っています。 | 健康づくり課 |
| 11 | ひとり親家庭等日常生活支援 | 一時的に日常生活上の支援を必要としている母子・父子家庭および寡婦の方に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣して、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。 | 健康づくり課 社会福祉協議会 |
| 12 | 県営住宅の優遇措置 | 住居にお困りのひとり親家庭の方を対象とした県営住宅の優遇制度について周知します。 | 住宅環境課 |
| 13 | こころの相談事業 | 児童・妊娠婦、その他こころの悩みを抱える39歳以下を対象に、年に6回、日時予約制にて臨床心理士による個別相談を実施しています。 | 健康づくり課 |
| 14 | 子どもホットライン 24 | 毎日24時間、子どもに関する（①不登校、②いじめ、③暴力行為、④児童虐待、⑤友人関係、⑥貧困の問題、⑦ヤングケアラー、⑧非行・不良行為、⑨家庭環境、⑩教職員との関係、⑪心身の健康・保健、⑫学業・進路、⑬発達障がい等、⑭性にかかわる問題、⑮その他）ことで、悩んでいることや困っていることに電話やメールで相談に応じる「子どもホットライン24」について周知します。 | 教務課 |
| 15 | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童等の適切な保護を図るために情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を行っています。 | 健康づくり課 |
| 16 | 川崎町子どもの権利条例 | 条例を制定し、「子どもの権利相談員」を置き、子どもに関する相談・助言・支援を行っています。また、「子どもの権利救済委員」を置き、子どもの権利侵害に対して救済・権利の回復の支援・助言を行います。 | 健康づくり課 |

(3) 保護者の就労支援

就職を希望する子育て中の保護者を支援するため、国や県と連携ながら、相談体制や就労支援の充実に努めます。

【県の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------------|--|-------------------------|
| 1 | 福岡県ママと女性の就業支援センター | 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。 | 福岡県ママと女性の就業支援センター |
| 2 | ひとり親サポートセンター事業 | 福岡県ひとり親サポートセンター（飯塚ブランチ）では、ひとり親家庭の父母を対象に「自立支援プログラムの策定」をはじめ就業支援講習会などの就労支援や養育費などの様々な相談に対応しています。また、離婚前の方もひとり親同様に支援しています。 | 福岡県ひとり親サポートセンター（飯塚ブランチ） |

【国の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|------------------|--|-------------------|
| 1 | マザーズハローワーク事業 | 結婚・出産・子育てなどのライフサイクルの中で意欲と能力を十分に発揮して働けるようにすることを目的として、地方公共団体との連携の下、子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を行います。 | ハローワーク田川 |
| 2 | 両立支援等助成金 | 働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るために就業環境整備に取り組む事業主に対して助成金が支給されます。 | 福岡県労働局雇用環境・均等部企画課 |
| 3 | 教育訓練給付金 | 働く人の主体的な能力開発やキャリア形成を支援するため、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった離職者が構成労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を受講した際に費用の一部が給付されます。 | ハローワーク田川 |
| 4 | 教育訓練休暇給付金 | 教育訓練受講のため休暇を取得した雇用保険の被保険者に賃金の一定の割合が支給されます。 | ハローワーク田川 |
| 5 | 福岡県自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の母または父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部が助成されます。 | 田川保健福祉事務所 |
| 6 | 福岡県高等職業訓練促進給付金事業 | ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金が支給されます。 | 田川保健福祉事務所 |

(4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、医療費等の助成、児童扶養手当等の各種手当の支給、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。

【町の主な取り組み】

| 事業名 | | 事業概要 | 主担当課 |
|-----|---------------------------|--|---------|
| 1 | 子どもの医療費の助成 | 子どもの健康を保持増進するために、中学校3年生まで子どもにかかる健康保険が適用される医療費の負担額全額を助成しています。 | 福祉課 |
| 2 | 未熟児養育医療費の給付 | 養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に、必要な医療の給付を行っています。 | 福祉課 |
| 3 | 病児病後児保育利用時作成料助成 | 田川市病児病後児保育室「ひまわり」を利用する保護者に「田川市病児病後児保育室医師連絡票」の作成料を町が助成しています。 | 福祉課 |
| 4 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | 母子・父子・父母がいない・父（母）が重度障がいの家庭の児童が18歳になる年度末まで、健康保険が適用される医療費の一部を助成しています。 | 福祉課 |
| 5 | 障がい児自立支援医療（育成医療）の給付 | 身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと障がいが残る可能性がある病気に罹っている18歳未満のお子さんが指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる治療を受ける時に医療費を助成しています。 | 福祉課 |
| 6 | 新生児聴覚検査費用の助成 | 新生児期に先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、全ての新生児を対象に検査費用を全額助成しています。 | 健康づくり課 |
| 7 | 生活福祉資金の貸付 (県社協事業の一部受託) | 低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立、生活意欲、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援しています。 | 社会福祉協議会 |
| 8 | 児童扶養手当 | 父母の離婚、父または母の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給しています。 | 福祉課 |
| 9 | 特別児童扶養手当 | 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母等に手当を支給しています。 | 福祉課 |
| 10 | 出産・子育て応援交付金の支給 | 出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、「出産・子育て応援交付金」を支給します。 | 健康づくり課 |

【県の主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|---------------|---|-------------------------|
| 1 公正証書等作成支援事業 | 養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用について、県が補助金を交付する事業です。 | 福岡県ひとり親サポートセンター(飯塚ブランチ) |

【国の主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----------------------|--|-----------|
| 1 福岡県母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 | ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、無利子又は、低利子で各種資金の貸付が受けれます。 | 田川保健福祉事務所 |

■ 相談先一覧

| 窓口名 | 実施内容 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------------------------|--|----------------------------------|--|
| 子どもホットライン24 | ・教育相談 | | TEL:0948-25-3434 メール:hotline24@pref.fukuoka.lg.jp |
| 田川保健福祉事務所 | ・進学・準備給付金 ・福岡県母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・ひとり親家庭相談 ・福岡県自立支援教育訓練給付金 ・福岡県高等職業訓練促進給付金 | 田川市大字伊田 3292-2 (田川総合庁舎) | TEL:0947-42-9316 TEL:0947-42-9315 |
| 福岡県住宅供給公社 田川出張所 | ・ひとり親家庭の県営住宅の優遇措置 | 田川市大字伊田 3292-2 (田川総合庁舎) | TEL:0947-42-9400 |
| ハローワーク田川(田川公共職業安定所) | ・育児休業給付金 就職支援 ・マザーズハローワーク事業 ・教育訓練給付金 ・教育訓練休暇給付金 | 田川市弓削田 184-1 | TEL:0947-44-0408 TEL:0947-44-8628 TEL:0947-44-8619 |
| 川崎交通安全協会 | ・チャイルドシートの無料貸し出し | 川崎町大字川崎 1709-1 | TEL:0947-73-4237 |
| 福岡県ママと女性の就業支援センター | ・女性の就業支援 | 飯塚市新立岩 8-1 (飯塚総合庁舎別館2階) | TEL:0948-22-1681 |
| 福岡県ひとり親サポートセンター(飯塚ブランチ) | ・困りごと相談 ・就業支援 | 飯塚市新立岩 8-1 (飯塚総合庁舎2階) | TEL:0948-21-0390 |
| 福岡県労働局雇用環境・均等部企画課 | 両立支援等助成金 | 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館4階) | TEL:092-411-4717 |
| 福岡県教育庁教育総務部財務課 | 高等学校等就学支援金 高校生等奨学給付金 (公立) | 福岡市博多区東公園 7-7 | TEL:092-643-3866 |
| 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課 | 高等学校等就学支援金 高校生等奨学給付金 (私立) | | TEL:092-643-3139 |
| 社会福祉法人川崎町社会福祉協議会 | ・生活福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭の支援 | 川崎町大字田原 804 番地 | TEL:0947-72-5244 FAX:0947-72-5242 |
| 川崎町役場 | ・教育支援 ・生活支援 ・経済的支援 | 川崎町大字田原 789-2 | TEL:0947-72-3000 FAX:0947-72-3502 |

第5章

子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

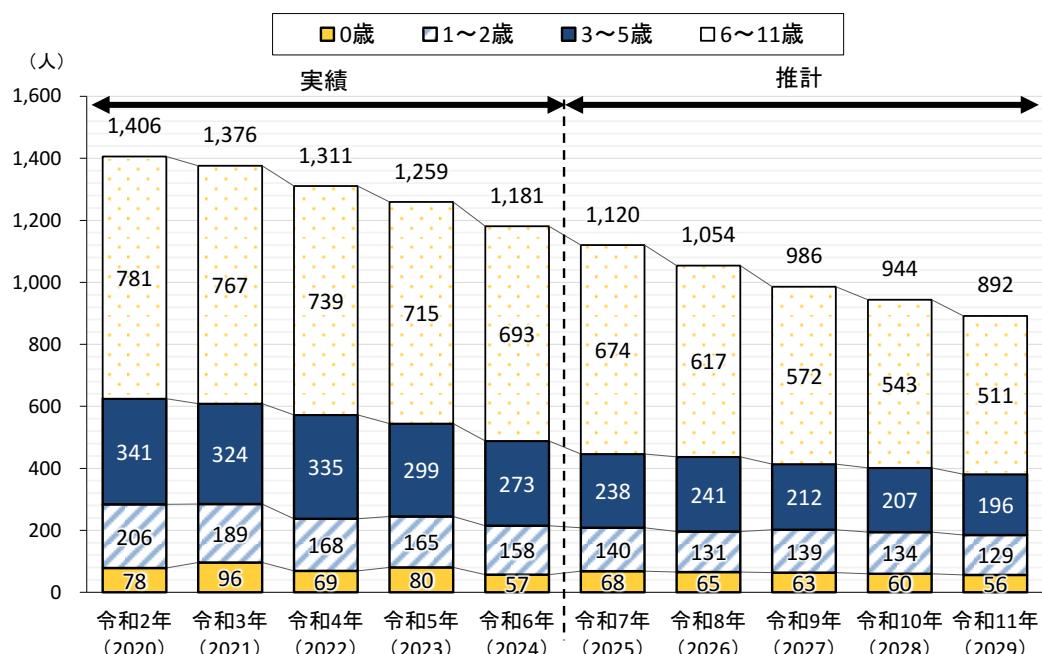
「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と定めました。

本計画においても、この考え方を踏襲し、町全域を1つの区域とします。

2 児童人口の推計

令和2年から令和6年（各年4月1日現在）までの住民基本台帳人口の実績により、コー ホート法（※）を用いて、児童人口の推計を行うと、本町の0歳から11歳までの児童の人口は令和11年（2029年）で892人となり、令和6年（2024年）の1,181人から289人の減少が見込まれています。

＜児童数の将来推計＞



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

※コー ホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

3 教育・保育の見込数と確保の方策

(1) 教育・保育給付のための認定区分

1) 認定区分ごとの年齢設定

1号、2号、3号の認定区分と対応する施設は下表のように設定します。1号は、満3歳以上で教育を希望する子ども（幼稚園・認定こども園）。2号は、満3歳以上で保育の必要性がある子ども（保育所（園）・認定こども園）。3号は、0～2歳で保育の必要性がある子ども（保育所（園）・認定こども園）。

| 認定区分 | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|-----------------|------------------|-------|------|-------|----|----|
| 年齢 | 3～5歳 | 3～5歳 | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 家族類型 | 専業主婦(夫) 教育の希望 | 共働き | | | | |
| 保育の必要性 教育の希望 | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対応する教育・保育施設 | 幼稚園※1 | ○ | ○ | — | — | — |
| | 認定こども園※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 保育所(園) | — | — | ○ | ○ | ○ |

※1 現在、町内に幼稚園はなく、認定こども園が1か所あります。

2) 教育・保育施設の需要量および確保方策の設定

ニーズ調査および実績等をもとに、川崎町に居住する子どもの「保育所（園）」「幼稚園」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

(2) 教育・保育の見込人数と利用可能人数

1) 教育・保育の利用実績

教育・保育の事業ごとの利用状況の実績は、令和6年5月で次のようになっています。

■ 教育・保育の実績

単位：人

| 施設児童 による町内 在住者 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | | 計 | |
|----------------------|-------------------|-------|-------|------|----|-------|-----|--|
| | | 3～5歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | | |
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | | |
| 幼稚園 | 0 | | | | | | 1 | |
| 認定こども園 (幼稚園部分) | 1 | 0 | | | | | | |
| 認定こども園 (保育所部分) | | | 32 | 3 | 8 | 6 | 49 | |
| 保育所 | | | 203 | 18 | 59 | 60 | 340 | |
| 町内在住者施設利用者 計 | | 1 | 235 | 21 | 67 | 66 | 390 | |
| 参考 | 町内在住者の 町外施設利用者 | 5 | 4 | 24 | 3 | 6 | 4 | |
| | 町外からの 受託児童 | 0 | 0 | 111 | 14 | 37 | 40 | |
| | | | | | | | 202 | |

2) 教育・保育の見込人数と利用可能人数

実績およびニーズ調査を踏まえ、教育・保育の需要量について、下表のように見込みます。

■ 教育・保育の見込人数

単位：人

| 年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | | 計 |
|--------|----|-------|-------|------|-------|----|-----|
| | | 3～5歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | |
| | | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | |
| 令和7年度 | 10 | | 211 | | 51 | 49 | 61 |
| | | 0 | 211 | | | | 382 |
| 令和8年度 | 10 | | 214 | | 49 | 54 | 49 |
| | | 0 | 214 | | | | 376 |
| 令和9年度 | 10 | | 187 | | 47 | 56 | 54 |
| | | 0 | 187 | | | | 354 |
| 令和10年度 | 10 | | 182 | | 45 | 50 | 56 |
| | | 0 | 182 | | | | 343 |
| 令和11年度 | 10 | | 172 | | 42 | 52 | 50 |
| | | 0 | 172 | | | | 326 |

各年度の教育・保育の見込人数と利用可能人数は次のようになります。

■ 教育・保育の見込人数と利用可能人数（令和7年度）

単位：人

| 令和7年度 | | | | | | | |
|------------|---------------|-------|-------|------|-------|----|-----|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 計 |
| | | 3~5歳 | 3~5歳 | | 0歳 | 1歳 | |
| | | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | |
| 見込人数 ① | | 10 | 211 | | 51 | 49 | 382 |
| 利用可能人数 | 幼稚園 | | | | | | |
| | 認定こども園 | 幼稚園部分 | 10 | | | | 10 |
| | | 保育所部分 | | 37 | 9 | 12 | 70 |
| | | 保育所 | | 347 | 67 | 76 | 580 |
| | | 合計 ② | 10 | 384 | 76 | 88 | 660 |
| ③過不足数(②-①) | | 0 | 173 | | 25 | 39 | 278 |
| 参考 | 町外からの受託児童推計 ④ | 0 | 115 | | 15 | 30 | 200 |
| | ③-④ | 0 | 58 | | 10 | 9 | 1 |
| | | | | | | | 78 |

■ 教育・保育の見込人数と利用可能人数（令和8年度）

単位：人

| 令和8年度 | | | | | | | |
|------------|---------------|-------|-------|------|-------|----|-----|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 計 |
| | | 3~5歳 | 3~5歳 | | 0歳 | 1歳 | |
| | | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | |
| 見込人数 ① | | 10 | 214 | | 49 | 54 | 376 |
| 利用可能人数 | 幼稚園 | | | | | | |
| | 認定こども園 | 幼稚園部分 | 10 | | | | 10 |
| | | 保育所部分 | | 37 | 9 | 12 | 70 |
| | | 保育所 | | 347 | 67 | 76 | 580 |
| | | 合計 ② | 10 | 384 | 76 | 88 | 660 |
| ③過不足数(②-①) | | 0 | 170 | | 27 | 34 | 284 |
| 参考 | 町外からの受託児童推計 ④ | 0 | 115 | | 15 | 30 | 200 |
| | ③-④ | 0 | 55 | | 12 | 4 | 13 |
| | | | | | | | 84 |

■ 教育・保育の見込人数と利用可能人数（令和9年度）

単位：人

| 令和9年度 | | | | | | | | |
|------------|---------------|-------|-------|------|-------|----|-----|-----|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 計 | |
| | | 3~5歳 | 3~5歳 | | 0歳 | 1歳 | | |
| | | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | | |
| 見込人数 ① | | 10 | 187 | | 47 | 56 | 354 | |
| 利用可能人数 | 幼稚園 | | | | | | | |
| | 認定こども園 | 幼稚園部分 | 10 | | | | 10 | |
| | | 保育所部分 | | 37 | 9 | 12 | 70 | |
| | | 保育所 | | 347 | 67 | 76 | 580 | |
| | | 合計 ② | 10 | 384 | 76 | 88 | 660 | |
| ③過不足数(②-①) | | 0 | 197 | | 29 | 32 | 48 | 306 |
| 参考 | 町外からの受託児童推計 ④ | 0 | 115 | | 15 | 30 | 40 | 200 |
| | ③-④ | 0 | 82 | | 14 | 2 | 8 | 106 |

■ 教育・保育の見込人数と利用可能人数（令和10年度）

単位：人

| 令和10年度 | | | | | | | | |
|------------|---------------|-------|-------|------|-------|----|-----|-----|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 計 | |
| | | 3~5歳 | 3~5歳 | | 0歳 | 1歳 | | |
| | | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | | |
| 見込人数 ① | | 10 | 182 | | 45 | 50 | 343 | |
| 利用可能人数 | 幼稚園 | | | | | | | |
| | 認定こども園 | 幼稚園部分 | 10 | | | | 10 | |
| | | 保育所部分 | | 37 | 9 | 12 | 70 | |
| | | 保育所 | | 347 | 67 | 76 | 580 | |
| | | 合計 ② | 10 | 384 | 76 | 88 | 660 | |
| ③過不足数(②-①) | | 0 | 202 | | 31 | 38 | 46 | 317 |
| 参考 | 町外からの受託児童推計 ④ | 0 | 115 | | 15 | 30 | 40 | 200 |
| | ③-④ | 0 | 87 | | 16 | 8 | 6 | 117 |

■ 教育・保育の見込人数と利用可能人数（令和 11 年度）

単位：人

| 令和 11 年度 | | | | | | | |
|----------|---------------|-------|------|-------|----|----|-----|
| | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | | 計 |
| | 3～5歳 | 3～5歳 | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | |
| | 教育を希望 | 教育を希望 | 左記以外 | 保育が必要 | | | |
| 見込人数 ① | 10 | 172 | | 42 | 52 | 50 | 326 |
| | 0 | 172 | | | | | |
| 利用可能人数 | 幼稚園 | | | | | | |
| | 認定こども園 | 幼稚園部分 | 10 | | | | 10 |
| | | 保育所部分 | | 37 | 9 | 12 | 70 |
| | | 保育所 | | 347 | 67 | 76 | 580 |
| | 合計 ② | | 10 | 384 | 76 | 88 | 102 |
| | 合計 ③過不足数(②-①) | | 0 | 212 | 34 | 36 | 52 |
| 参考 | 町外からの受託児童推計 ④ | | 0 | 115 | 15 | 30 | 40 |
| | ③-④ | | 0 | 97 | 19 | 6 | 12 |
| | | | | | | | 134 |

3) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園および保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人一人へのきめ細かな発育を支援するものです。現在は、認定こども園のニーズは少なくなっていますが、今後の動向に留意します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

ニーズ調査および実績等をもとに、川崎町に居住する子どもの「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

1) 利用者支援事業

▼ 事業概要

子どもとその保護者、または、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼ 対象者

妊娠婦・子育て家庭

■ 見込量と確保方策（基本型）

単位：か所

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込 ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 ② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 見込量と確保方策（特定型）

単位：か所

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込 ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 ② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 見込量と確保方策（こども家庭センター型）

単位：か所

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込 ① | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 ② | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足数(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保方策の考え方

川崎町役場健康づくり課窓口の1か所で対応を行います。

2) 地域子育て支援拠点事業（わくわく広場）

▼ 事業概要

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼ 対象者

0歳～6歳児（未就園児）

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 2,063 | 1,859 | 1,869 | 1,798 | 1,726 |
| 利用可能人数 ② | 3,400 | 3,400 | 3,400 | 3,400 | 3,400 |
| 過不足数(②-①) | 1,337 | 1,541 | 1,531 | 1,602 | 1,674 |

確保方策の考え方

川崎町子育て支援センター「すこやか」の1か所で実施します。

3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

▼ 事業概要

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

▼ 対象者

3歳～5歳児

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 利用可能人数 ② | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 過不足数(②-①) | 2,160 | 2,160 | 2,160 | 2,160 | 2,160 |

確保方策の考え方

本町の認定こども園の1か所で実施します。

②保育所における一時預かり保育事業

▼ 事業概要

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

▼ 対象者

0歳～5歳児

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 18 | 18 | 17 | 16 | 16 |
| 利用可能人数 ② | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 過不足数(②-①) | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |

確保方策の考え方

本町の認可保育所（園）および認定こども園のうち4か所で実施します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

▼ 事業概要

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児および保護者の心身の状況および養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

▼ 対象者

0歳児とその母親

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 67 | 65 | 62 | 60 | 57 |
| 利用可能人数 ② | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 過不足数(②-①) | 33 | 35 | 38 | 40 | 43 |

確保方策の考え方

今後も継続して事業の展開を行います。

5) 養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

▼ 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や助産師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

▼ 対象者

児童やその家庭

■ 見込量と確保方策

単位：延べ訪問回数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込 ① | 124 | 120 | 114 | 111 | 106 |
| 確保方策 ② | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 過不足数(②-①) | 26 | 30 | 36 | 39 | 44 |

確保方策の考え方

今後も継続して事業の展開を行います。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（見込量算出対象外）

▼ 事業概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るために、関係機関構成員および関係機関職員の専門性強化を図るために取り組みを実施する事業です。

確保方策の考え方

今後も継続して職員研修および要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、事業の展開を行います。

6) ファミリー・サポート・センター事業

▼ 事業概要

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策の考え方

本町では、これまで需要がなかったため実施していませんでしたが、今後必要に応じて事業の実施を検討していきます。

7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼ 事業概要

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

確保方策の考え方

本町では、これまで需要がなかったため実施していませんでしたが、今後必要に応じて事業の実施を検討していきます。

8) 延長保育事業

▼ 事業概要

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

▼ 対象者

0歳～5歳児

■ 見込人数と利用可能人数

単位：実人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 163 | 161 | 151 | 146 | 139 |
| 利用可能人数 ② | 520 | 520 | 520 | 520 | 520 |
| 過不足数(②-①) | 357 | 359 | 369 | 374 | 381 |

確保方策の考え方

本町の認可保育所（園）および認定こども園の9か所で実施します。

9) 病児・病後児保育事業

▼ 事業概要

保護者が就労等の理由によりお子さんを家庭で保育できない、病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

▼ 対象者

0歳児～小学6年生

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 利用可能人数 ② | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 過不足数(②-①) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

確保方策の考え方

田川市病児病後児保育室で実施します。

10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼ 事業概要

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

▼ 対象者

小学1年生～小学6年生

■ 見込人数と利用可能人数

単位：実人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 167 | 153 | 142 | 134 | 126 |
| 1年生 | 41 | 37 | 35 | 33 | 31 |
| 2年生 | 40 | 36 | 34 | 32 | 30 |
| 3年生 | 29 | 27 | 25 | 23 | 22 |
| 4年生 | 33 | 31 | 28 | 27 | 25 |
| 5年生 | 13 | 12 | 11 | 10 | 10 |
| 6年生 | 11 | 10 | 9 | 9 | 8 |
| 利用可能人数 ② | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 |
| 過不足数(②-①) | 63 | 77 | 88 | 96 | 104 |

確保方策の考え方

町内の全小学校区の5か所で実施します。

11) 妊婦健康診査事業

▼ 事業概要

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼ 対象者

妊婦

■ 見込人数と利用可能人数

単位：延べ利用人数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 見込人数 ① | 744 | 724 | 684 | 664 | 635 |
| 利用可能人数 ② | 980 | 980 | 980 | 980 | 980 |
| 過不足数(②-①) | 236 | 256 | 296 | 316 | 345 |

確保方策の考え方

今後も継続して事業の展開を行います。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（見込量算出対象外）

▼ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策の考え方

国の動向に応じて、助成を検討していきます。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（見込量算出対象外）

▼ 事業概要

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策の考え方

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。

14) 子育て世帯訪問支援事業

▼ 事業概要

子育て世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

▼ 対象者

要支援児童・要保護児童およびその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）

確保方策の考え方

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。

15) 児童育成支援拠点事業

▼ 事業概要

虐待リスクや不登校等の養育環境等の課題を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

▼ 対象者

学齢期の児童

確保方策の考え方

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。

16) 親子関係形成支援事業

▼ 事業概要

親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

▼ 対象者

要支援児童、要保護児童およびその保護者等

確保方策の考え方

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。



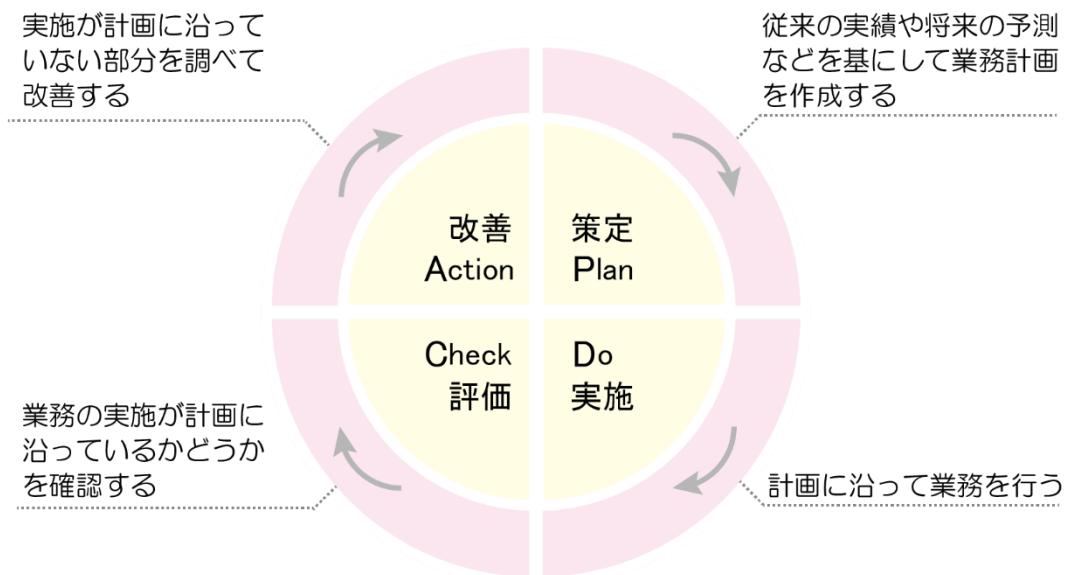
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川崎町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて、実施に向けて検討し取り組みを行いたいと思います。

■ PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と保育園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。

參考資料

1 川崎町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 9 日 条例第 52 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、川崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(令和 5 年 3 月 30 日・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、町長から意見を求められた時に、法第 72 条第 1 項各号に掲げる次の事項を審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(令和 5 年 3 月 30 日・一部改正)

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第 5 条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

(平成31年3月14日・一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月14日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要領

(設置)

第1条 川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定に関する、計画（案）の検討及び協議を行うことを目的に川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画及び第2期川崎町子どもの未来応援計画（案）の策定に関する検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、副町長、教育長、総務課長、企画情報課長、福祉課長、教務課長、社会教育課長、町立ひまわり保育園長、健康づくり課長、計9名をもって構成する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は教育長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ委員長が招集しその議長となる。
- 6 委員会の会議は、委員の3分2の出席によって成立する。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

③ 川崎町子ども・子育て会議 委員名簿

委員任期期間：令和6年7月1日～令和8年6月30日

臨時委員任期期間：令和5年7月1日～令和7年3月31日

| 氏名 | 団体名等 | 役職等 | 備考 |
|-------|----------------------------|--------------------|------|
| 中村晋介 | 有識者 | 福岡県立大学准教授 | 委員長 |
| 中村葉子 | 川崎町学びっこ教室 | サポーター | 副委員長 |
| 廣田涼子 | 有識者 | 福岡県立川崎特別支援学校教諭 | 委員 |
| 松岡久代 | 川崎町保育所連盟 | 代表（緑保育所長） | 委員 |
| 安部博智 | 川崎町中学校長会 | 代表（川崎町立川崎中学校長） | 委員 |
| 永田雅士 | 川崎町小学校長会 | 代表（川崎町立川崎小学校長） | 委員 |
| 高上克也 | 川崎町要保護児童対策地域協議会 | 副会長（川崎町立池尻小学校長） | 委員 |
| 中村香代子 | 川崎町民生委員・児童委員協議会 | 川崎町主任児童委員 | 委員 |
| 窪田寿子 | 子育て中の家庭（小学校PTA） | 代表（川崎町立川崎小学校PTA会長） | 委員 |
| 爪田瑠璃 | 子育て中の家庭（保育園） | 代表（浄照保育園保護者） | 委員 |
| 浦野千佳 | 町立ひまわりこども園 | 園長 | 委員 |
| 崎野隆 | 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定 臨時委員 | 課長（教務課） | 臨時委員 |
| 田村源次郎 | 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定 臨時委員 | 課長（福祉課） | 臨時委員 |
| 森田満 | 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定 臨時委員 | 課長（企画情報課） | 臨時委員 |
| 谷隆行 | 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定 臨時委員 | 課長（社会教育課） | 臨時委員 |

4 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会 委員名簿

委員任期期間：令和6年11月1日～令和7年3月31日

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|-------------|------|
| 宮田 等 | 副町長 | 委員長 |
| 森 秀二 | 教育長 | 副委員長 |
| 手嶋 康文 | 総務課長 | 委員 |
| 森田 満 | 企画情報課長 | 委員 |
| 田村 源次郎 | 福祉課長 | 委員 |
| 崎野 隆 | 教務課長 | 委員 |
| 谷 隆行 | 社会教育課長 | 委員 |
| 浦野 千佳 | 町立ひまわりこども園長 | 委員 |
| 高島 裕之 | 健康づくり課長 | 委員 |

5 計画策定経過

| 開催日 | 検討内容 |
|------------|--|
| 令和6年1月16日 | <p>【令和5年度 第2回 子ども・子育て会議】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査票《案》</p> <p>○第2期川崎町子どもの未来応援計画 生活状況調査票《案》</p> |
| 令和6年8月9日 | <p>【令和6年度 第1回 子ども・子育て会議】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査及び第2期子どもの未来応援計画に関する状況調査の分析報告</p> |
| 令和6年11月14日 | <p>【令和6年度 第1回 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援計画）《骨子案》</p> |
| 令和6年11月26日 | <p>【令和6年度 第2回 第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定委員会】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援計画）《骨子案》</p> |
| 令和6年11月29日 | <p>【令和6年度 第2回 子ども・子育て会議】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援計画）《骨子案》の報告</p> |
| 令和6年12月17日 | <p>【令和6年度 第3回 子ども・子育て会議】</p> <p>○第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援計画）《素案》の報告</p> |

第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 川崎町役場 健康づくり課

〒807-0198 福岡県田川郡川崎町大字田原 804 番地

Tel : 0947-72-5800 Fax : 0947-72-3502

